

「困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針等に関する有識者会議」
開催要綱

1. 趣旨

売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）を根拠法とした婦人保護事業については、厚生労働省子ども家庭局長が有識者等の参集を求め開催した「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」において令和元年 10 月に取りまとめられた「中間まとめ」において、「女性が抱える困難な問題は、近年、複雑・多様化、かつ、複合的なものとなっており、売春防止法を根拠とした従来の枠組みでの対応は限界が生じている」との認識のもと、「女性を対象として専門的な支援を包括的に提供する制度について、法制度上も売春防止法ではなく、新たな法的枠組みを構築していく必要がある」と指摘された。これを受けて、令和 4 年 5 月 25 日、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めた「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和 4 年法律第 52 号）（以下、「新法」という。）が公布され、令和 6 年 4 月 1 日から施行される予定である。

上記の新法の下では、国は、都道府県及び市町村が策定することとなる「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本計画」の指針となるべきものを定めることとされていることから、この基本方針案等について検討すること等を目的とした有識者会議を開催する。

2. 検討事項

- (1) 困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針について
- (2) その他、新法の施行等について

3. 構成員

有識者会議は、学識経験者、有識者等によって構成する。

4. その他

- (1) 有識者会議は、子ども家庭局長が招集する。
- (2) 座長は、構成員の互選により選出し、有識者会議を統括する。座長は座長代理を指名することができる。
- (3) 座長は、必要に応じ、構成員以外の有識者等の参集を依頼することができるものとする。
- (4) 本有識者会議は、原則として公開とする。
- (5) 本有識者会議の運営事務は、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課が行う。
- (6) この要綱に定めるもののほか、本有識者会議の運営に必要な事項は、座長が子ども家庭局長と協議の上、定める。

「困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針等に関する有識者会議」
構成員名簿

氏名	所属・役職
赤池 恵理	全国婦人相談員連絡協議会 会長
榎本 光宏	東京都福祉保健局少子社会対策部育成支援課 課長
大谷 恭子	弁護士／一般社団法人若草プロジェクト 代表理事
戒能 民江	お茶の水女子大学 名誉教授
近藤 恵子	NPO 法人全国女性シェルターネット 理事
高岸 聡子	婦人相談所長全国連絡会議 会長
橘 ジュン	NPO 法人 BOND プロジェクト 代表
仁藤 夢乃	一般社団法人 Colabo 代表
馬場 通江	札幌市子ども未来局子ども育成部子ども企画課 企画係長
堀 千鶴子	城西国際大学福祉総合学部 教授
村木 太郎	大正大学地域構想研究所 教授
横田 千代子	全国婦人保護施設等連絡協議会 会長

(オブザーバー)

内閣府、法務省、警察庁

「困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針等に関する有識者会議」開催スケジュール(案)

<p style="text-align: center;">第1回有識者会議 (11月7日(月)13:00~15:00)《2H》</p> <p>■会議の進め方(ヒアリング候補者の選定を含む) ■基本方針(骨子案) ■その他</p>
<p style="text-align: center;">第2回有識者会議 (11月28日(月)13:00~17:00)《4H》</p> <p>■ヒアリング ■基本方針(論点ごとの議論)①</p>
<p style="text-align: center;">第3回有識者会議 (12月12日(月)13:00~17:00)《4H》</p> <p>■ヒアリング(予備日) ■基本方針(論点ごとの議論)② ■政省令・告示①</p>
<p style="text-align: center;">第4回有識者会議 (12月26日(月)13:00~17:00)《4H》</p> <p>■各種通知(ガイドライン・指針等)の改正に向けた各団体からの意見の聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人相談所長全国連絡会議 ・ 一般社団法人 Colabo ・ 全国婦人相談員連絡協議会 ・ 一般社団法人若草プロジェクト ・ 全国婦人保護施設等連絡協議会 ・ NPO 法人全国女性シェルターネット ・ NPO 法人 BOND プロジェクト <p>(■基本方針(論点ごとの議論)③) (■政省令・告示②)</p>
<p style="text-align: center;">第5回有識者会議 (1月16日(月)13:00~17:00)《4H》</p> <p>■基本方針(案) (⇒会議終了後、パブリックコメントを実施) ■政省令・告示③ (⇒会議終了後、パブリックコメントを実施) ■女性相談支援センターガイドラインの方向性① ■女性相談支援センター設置要綱の方向性①</p>
<p style="text-align: center;">第6回有識者会議 (2月3日(金)13:00~17:00)《4H》 (予備日 2月20日(月)14:00~18:00)</p> <p>■女性自立支援施設運営指針(新規制定)の方向性① ■女性相談支援員相談・支援指針の方向性① ■女性相談支援センター設置要綱の方向性② ■女性相談支援センターガイドラインの方向性②</p>
<p style="text-align: center;">第7回有識者会議 (2月27日(月)14:00~18:00)《4H》</p> <p>■パブリックコメントの結果報告(基本方針、政省令・告示) ■女性相談支援員相談・支援指針の方向性② ■女性自立支援施設運営指針の方向性② ■その他</p>
<p style="text-align: center;">第8回有識者会議(3月中旬) (3月17日(金)10:00~12:00)《2H》</p> <p>■報告書の提出</p>

会議開催にあたってのお願い等

- 非常に多くの論点を議論いただく必要があるため、長時間の会議設定となり大変御負担をおかけします。できる限り多くの委員から多角的な御意見をいただくため、論点ごとに座長が指定するお時間(例:3分)以内での要点の御発言をお願いし、時間内に収まらない事項については、意見ペーパーとして会議時にご提出いただく方法で会議運営を行う予定です。
- 有識者会議の開催回数については、状況に応じて追加開催したいため、予備日を設けております。
- 本有識者会議における議論の素材については、「困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針の策定のための調査研究事業」による検討会(戒能民江お茶の水女子大学名誉教授、堀千鶴子城西国際大学教授、村木太郎大正大学地域構想研究所教授)において、事前に検討いただくこととしています。

「困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針等に関する有識者会議」

ヒアリング候補者（案）

氏名	所属
新保 美香	明治学院大学社会学部 教授
菅田 賢治	全国母子生活支援施設協議会 会長 / 母子生活支援施設 仙台つばさ荘施設長
高橋 亜美	アフターケア相談所ゆずりは 所長（社会福祉法人「子供の家」）
中島 かおり	特定非営利団体ピッコラーレ 代表理事
湯澤 直美	立教大学コミュニティ福祉学部 教授

困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針 骨子(案)

○はじめに

- 1 方針のねらい（新法成立に至った経緯や、女性が直面する困難と支援制度の必要性）
- 2 方針の対象期間

○第1 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

- 1～7 婦人保護事業の現状（婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設）

○第2 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

- 1 基本理念、施策の対象者
- 2 国、都道府県、市町村の役割分担と連携
- 3 支援の基本的な考え方
- 4 支援主体
 - (1) 女性相談支援センター
 - (2) 女性相談支援員
 - (3) 女性自立支援施設
 - (4) 民間団体等
 - (5) その他関係機関
- 5 支援の内容
 - (1) 早期発見・アウトリーチ
 - (2) 相談支援
 - (3) 被害回復支援
 - (4) 一時保護
 - (5) 同伴児童等への支援
 - (6) 自立支援
 - (7) アフターケア
 - (8) 教育・啓発
- 6 支援の体制
 - (1) 三機関の連携体制
 - (2) 民間団体との連携体制
 - (3) 関係機関との連携体制
 - (4) 配偶者暴力防止法に基づく施策との関係性
- 7 支援調整会議
- 8 人材育成
- 9 調査研究等の推進
- 10 基本方針の見直し

○第3 都道府県等が策定する基本計画の指針となるべき基本的な事項

1 計画策定に向けた手続

(計画の期間、他の計画との関係、計画策定前の地域における課題把握、関係者や関係団体等からの意見聴取等)

2 計画に関する評価と公表

3 基本計画に盛り込むべき施策(第2で定める内容に沿って作成)

- (1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項
- (3) その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

- **女性をめぐる課題**は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、**新たな女性支援強化が喫緊の課題**。
- こうした中、**困難な問題を抱える女性支援の根拠法**を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする**売春防止法から脱却**させ、**先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築**。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法) (令和6年4月1日施行)

■ **目的・基本理念**

= 「**女性の福祉**」「**人権の尊重や擁護**」「**男女平等**」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■ **国・地方公共団体の責務**

= **困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記**。

■ **教育・啓発**

■ **調査研究の推進**

■ **人材の確保**

■ **民間団体援助**

■ **国の「基本方針」**

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■ **都道府県基本計画等**

⇒施策の実施内容

■ **支援調整会議(自治体)**

⇒関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター
(旧名：婦人相談所)

女性相談支援員
(旧名：婦人相談員)

女性自立支援施設
(旧名：婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

■ **支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援**
⇒**官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援**



■ **国・自治体による支弁・負担・補助**

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

第1章 総則
(主な規定)
第1条 目的
第2条 定義
第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分
(主な罰則)
第5条 勧誘等
第6条 周旋等
第11条 場所の提供
第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分
(主な規定)
第17条 補導処分
第18条 補導処分の期間
第22条 収容

廃止

第4章 保護更生
(主な規定)
第34条 婦人相談所
第35条 婦人相談員
第36条 婦人保護施設
第38条 都道府県及び市の支弁
第40条 国の負担及び補助

存続

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要

目的・定義【第1条・第2条】 売春を行うおそれのある女子の保護更生を行う売春防止法からの脱却

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い

➡ 困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進
⇒ 人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与

* 「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）をいう

基本理念【第3条】

- ① 困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題・その背景、心身の状況等に
応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、発見、相談、心身の健康
の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること
- ② 支援が、関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること
- ③ 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること

○ 国・地方公共団体の責務【第4条】 困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務

○ 関連施策の活用【第5条】 福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用

○ 緊密な連携【第6条】 ① 関係地方公共団体相互間の緊密な連携、② 支援を行う機関と福祉事務所、児童相談
所、児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法
支援センター、配偶者暴力相談支援センターその他の関係機関との緊密な連携

基本方針・都道府県基本計画等【第7条・第8条】 厚生労働大臣は基本方針を策定、都道府県は都道府県基本計
画を策定、市町村は市町村基本計画の策定に努める

○女性相談支援センター【第9条】（←現行の「婦人相談所」を名称変更）

⇒①対象女性の立場に立った相談、②一時保護(※)、③医学的・心理学的な援助、④自立して生活するための関連制度に関する情報提供等、⑤居住して保護を受けることができる施設の利用に関する情報提供等を行う

* 支援対象者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その意向を踏まえ、最適に支援
(※同伴児童の学習も支援。一時保護受託者の守秘義務・罰則も規定。)

○女性相談支援員【第11条】（←現行の「婦人相談員」を名称変更）

⇒困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う

* 必要な能力・専門的な知識経験を有する人材（婦人相談員を委嘱されていた者等）の登用に特に配慮

○女性自立支援施設【第12条】（←現行の「婦人保護施設」を名称変更）

⇒困難な問題を抱える女性の意向を踏まえながら、入所・保護、医学的・心理学的な援助、自立の促進のための生活支援を行い、あわせて退所した者についての相談等を行う（同伴児童の学習・生活も支援）

○民間団体との協働による支援【第13条】（都道府県、市町村）

⇒民間団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、支援対象者の意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行等の方法により、発見、相談等の支援

支援調整会議【第15条】 地方公共団体は、単独で又は共同して、支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、民間団体その他の関係者により構成される会議を組織するよう努め、会議は、必要な情報交換・支援内容に関する協議を行う(※構成員の守秘義務・罰則も規定)

○教育・啓発【第16条】 ①支援に関し国民の関心と理解を深める、②自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵養を含め、女性が支援を適切に受けることができるようにする

○調査研究の推進【第17条】 効果的な支援の方法、心身の健康の回復を図るための方法等

○人材の確保・養成・資質の向上【第18条】 支援を行う者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施等

○民間団体に対する援助【第19条】

費用の支弁等【第20～22条】 都道府県・市町村の支弁・補助／国の負担・補助（※民間団体に対する補助も明記）

施行期日等【附則】

1 施行期日 令和6年4月1日

2 検討 ①支援を受ける者の権利擁護・支援の質の公正かつ適切な評価の仕組みについて検討（公布後3年を目途）
②法律全体の見直し（施行後3年を目途）

3 関係法律の整備 売春防止法第3章（補導処分）・第4章（保護更生）の削除等

○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）

※下線は下位法令（政省令・告示）への委任規定

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）

第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）

第四章 雑則（第十六条—第二十二条）

第五章 罰則（第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 **厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。**

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

（女性相談支援センター）

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の

提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。))並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心

身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

る。

- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵養^{かんよう}に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあつては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県等の補助）

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第二十二条 国は、**政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。**

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

（児童福祉法等の一部を改正する法律の公布の日＝令和四年六月一五日）

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の公布の日＝令和四年六月一七日）

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

（婦人補導院法の廃止）

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

婦人相談所設置要綱

〔昭和38年3月19日 厚生省発社第35号
各都道府県知事宛 厚生事務次官通知〕

〔一部改正〕昭和47年5月15日

昭和60年5月18日厚生省社第452号

昭和62年3月9日厚生省社第145号

平成14年3月29日厚生労働省発雇児第0329009号

第一 目的

この要綱は、売春防止法第三十四条の規定により設置される婦人相談所（以下「相談所」という。）の職員の配置及び構造設備の基準を定め、もって婦人保護事業の実施に遺憾のないようにするものであること。

第二 職員

1 職員の設置等

相談所における職員の設置及び任用については、婦人相談所等に関する政令（昭和32年政令第56号）第一条及び第二条に規定されているところであるが、相談所には、所長のほか、相談所の各種判定、相談等の専門的機能を維持するため、相談、調査及び指導をつかさどる職員、判定をつかさどる職員、医師等の専門的職員が必要とされること。

また、一時保護所には、要保護女子及び配偶者からの暴力の被害者である女性を一時保護するために必要な職員を置かなければならないこと。

なお、相談所及び一時保護所の業務に支障がないときは、職務の共通するものについて他の相談所や施設等と兼務することも差し支えないこと。

2 職員の職務分掌

(1) 所長

職員を指揮監督し、相談所における業務の全般についてその責に任ずること。

(2) 相談指導員

相談、調査、指導、一時保護、婦人保護施設への収容保護及びその廃止の決定に関する事務並びに啓発活動を担当すること。

(3) 判定員

心理学的判定及び職能的判定を担当すること。

(4) 医師

医学的判定及び相談所における診療を担当すること。

なお、嘱託医師は、少なくとも週一回は定期的に、その他必要に応じて来所し、

前記業務を担当すること。

(5) 事務員

受付、会計経理、統計事務、遺留金品の保管及び他の職員の所管に属さない事務を担当すること。

(6) 一時保護所職員

一時保護所に関する業務を担当すること。

第三 構造設備

1 相談所に必要な設備は次のとおりとすること。ただし、他の関連する相談所等の設備を利用することにより効果的な運営を期待することができる場合であって、相談所及び一時保護所の業務に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

(1) 管理及び相談等関係

ア 所長室兼応接室

イ 事務室

ウ 相談室

エ 診療室

オ 判定室

カ 宿直室

キ 便所

(2) 一時保護関係

ア 居室

イ 浴室

ウ 洗面所

エ 食堂

オ 調理室

カ 洗濯場

キ 便所

ク 指導員室

(3) 共通的关系

消火設備

2 前項の設備の基準は、次のとおりとすること。

(1) 居室

ア 入所者一人当り居住有効面積はおおむね三・三平方メートル以上とすること。

イ 居室には各人別に寝具等を収納し得る押入その他の設備のほか、私物棚等を設けること。

ウ 居室は、日照、採光、換気、採暖等について十分に考慮された構造とすること。

エ 居室の主要な出入口は、避難上有効な空地、共同廊下又は広間に直面して設けること。

(2) その他

- ア 廊下、便所その他必要な場所には常夜灯を設けること。
- イ 調理室、浴室等の火気を用いる部分の周囲は、不燃材料で被覆すること。

第四 非常災害の対策

消火器、防火用水等の消火設備及び非常口、非常階段等の避難設備を設けるほか、必要な警報設備を設け、また、定期的に屋内配線の点検を実施し、随時煙突と屋根、壁等の接触箇所の点検を実施すること。

第五 帳簿及び記録

相談所に備えなければならない帳簿は、次のとおりとすること。

1 管理に関する帳簿

- (1) 当該相談所に関する条例又は規則を記載した書類
- (2) 沿革に関する記録
- (3) 職員に関する記録
- (4) 事業日誌
- (5) 重要な会議の議事録
- (6) 通知及び報告綴

2 利用者に関する帳簿

- (1) 受付台帳
- (2) 婦人保護台帳(相談記録票を含む。)
- (3) ケース番号索引簿
- (4) 収容保護の決定及びその廃止の決定書綴
- (5) 被服等支給台帳
- (6) 遺留金品台帳
- (7) 給食台帳
- (8) 一時保護台帳
- (9) 一時保護関係日誌
- (10) 移送台帳

3 会計、経理に関する帳簿

- (1) 予算書及び決算書
- (2) 金銭出納簿
- (3) 支出簿
- (4) 収支計算書
- (5) 物品受払簿
- (6) 備品台帳
- (7) その他必要な書類

雇児発0331第20号
平成23年3月31日
〔一部改正〕雇児発0727第7号
平成23年7月27日
雇児発0331第22号
平成28年3月31日
子発0718第2号
令和元年7月18日

各 都道府県知事 殿
指定都市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

婦人相談所が行う一時保護の委託について

婦人相談所が行う一時保護の委託については、下記の点に留意し、適切な運用を図られるようお願いする。

なお、「配偶者からの暴力被害者の一時保護の委託について」（平成14年3月29日雇児福発第0329002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）、「人身取引被害者の一時保護の委託について」（平成17年4月1日雇児福発第0401001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）、「売春防止法に基づく要保護女子の一時保護について」（平成19年3月29日雇児発第0329002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「売春防止法に基づく要保護女子の一時保護について」（平成19年3月29日雇児福発第0329004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）は、本通知の施行に伴い廃止する。

また、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1. 一時保護委託の対象者の範囲

次の（1）及び（2）に掲げる者について、人権、所在地の秘匿による安全の確保、自立支援等の観点からより適切な保護が見込まれる場合に、一時保護の委託が可能となること。

- (1) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第31号)第3条第4項に基づき保護した配偶者からの暴力の被害者
- (2) 売春防止法に基づく要保護女子(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について)(平成14年3月29日雇児発第0329003号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「実施通知」という。)の第1に定める対象者のうち1のウを除く者)であって、次に掲げる要件のいずれかに該当する者
 - ① 「人身取引対策行動計画」に基づき保護した人身取引被害者であること。
 - ② 恋人からの暴力の被害者であること。
 - ③ 支援を行うことが特に必要であると認められる妊産婦であること。
 - ④ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(平成12年法律第81号)第8条第1項に基づき保護したストーカー行為の被害者であること。
 - ⑤ 性暴力・性犯罪の被害者であること。
 - ⑥ 上記の他、実施通知の第1の1のア、イ又はエに該当する者。

2. 一時保護委託での支援

一時保護の委託にあたっては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」(平成13年7月23日厚生労働省告示第254号)や実施通知を参照するとともに、次の点に留意すること。

- (1) 基本的な支援の内容は次のとおりとすること。
 - ① 入所者に対する食事の提供(調理のための設備を有する施設にあっては、食材の提供でも差し支えない。)、入浴の提供及び被服の提供、行政機関への訪問等のための入所者の移送(人身取引被害者の場合にあっては出身国の大使(領事)館等との連絡・調整、移送)を行うこと。
 - ② 一時保護委託対象者の人権、配偶者からの暴力や人身取引被害の特性、安全の確保や秘密の保持、自立支援等に関する研修を行った職員により保護・支援を行うこと。
- (2) 一時保護の委託契約においてさらに以下の事項を盛り込むこと。
 - ① 委託料の経理に当たっては、委託一時保護所に係る区分を設け、委託事業とそれ以外の事業を明確に区分して処理すること。
 - ② 都道府県知事は委託事項の実施状況に関して報告と資料の提出を求めることができること。
 - ③ 委託事業の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその状況を都道府県知事に報告すること。

- ア 災害その他の事由により、委託業務の執行が困難になったとき
 - イ 委託された者に事故があったとき
 - ウ ア、イに掲げるもののほか、運営に支障をきたすような事態が発生したとき
- ④ 委託業務に関連して知り得た個人に関する情報を第三者に漏らしてはならないこと。

(3) 委託契約施設における一時保護については、次の点に留意して適切に対応すること。

被害者が婦人相談所における一時保護の要否判断を経ることなく、委託契約施設に直接来所し一時保護を求めた場合にあつては、当該施設は、速やかに、被害者の安全を確保し、婦人相談所に連絡するものとし、婦人相談所は、速やかに一時保護の要否の判断、委託の適否の決定及び委託先施設の決定（当該施設にそのまま委託することを含む。）を行い、被害者及び当該施設に伝えるものとする。

なお、このような婦人相談所における一時保護の要否判断を経ることなく、委託契約施設に被害者が来所し、一時保護を求める場合の取扱いについては、その連絡方法や委託料に係る取扱いについて、あらかじめ委託契約に盛り込んでおくことが望ましいこと。

(4) 外国人婦女子緊急一時保護経費の一時保護委託施設における活用については、次の点に留意すること。

外国人婦女子緊急一時保護経費については、婦人相談所の一時保護所のみならず、一時保護委託を行う施設においても活用することが可能であることから、その必要が生じた場合には婦人相談所は適切に対応すること。

(5) 婦人相談所は、一時保護委託施設との連携について、次の点に留意すること。

婦人相談所は、一時保護委託先で保護を受ける被害者に対して、必要に応じて、婦人相談所の医師、看護師、心理療法担当職員等による医学的又は心理学的援助を行うとともに、当該被害者の処遇等についてのケース会議を一時保護委託先施設と開催するなど、緊密な連携を図り、被害者の自立に向けた支援を行うこと。

3. 経費

この一時保護委託に要する経費については、「婦人保護費の国庫負担及び国庫補助について」（平成15年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号厚生労働事務次官通知）の別紙「婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱」によるものとする。

一時保護委託基準

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成十三年七月二十三日厚生労働省告示第二百五十四号）

- 一 地方公共団体、社会福祉法人その他の法人又は被害者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。以下同じ。）の保護の実施に関し相当の活動実績を有する者であること。
- 二 被害者の一時保護の用に供する施設として特定した施設（以下「委託一時保護所」という。）が、不特定多数の者に開放されておらず、かつ、委託一時保護所に入所した被害者（以下「入所者」という。）の安全及び衛生の確保並びに入所者のプライバシーの保護に配慮した設備を有していること。
- 三 次に掲げる運営が可能な体制にあること。
 - イ 入所者を二週間以上継続して入所させること。
 - ロ 入所者に対して食事（調理のための設備を有する委託一時保護所にあつては、食材を含む。）及び被服を提供すること。
 - ハ 入所者の処遇について、婦人相談所と連携を図ること。
 - ニ 夜間を含め、速やかに入所者と連絡を取ること。
- 四 事前に都道府県と報告徴等について定めた委託契約を締結していること。

雇 児 発 第 0329003 号

平 成 14 年 3 月 29 日

〔一部改正〕平成19年3月29日 雇 児 発 第 0329003 号

平成20年1月11日 雇 児 発 第 0111003 号

令和元年7月18日 子 発 0718 第 2 号

各都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に
対応した婦人保護事業の実施について

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律
第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）が一部を除き平成13年10月
13日に施行され、配偶者暴力防止法の関連規定の要点等について、「「配偶
者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に当たっての婦人
相談所等の対応について」（平成13年9月27日医政発第963号、雇児発第
642号医政局長、雇用均等・児童家庭局長連名通知）において示したところ
である。

配偶者暴力相談支援センター等の関連規定が平成14年4月1日に施行とな
ることに対応した婦人保護事業の実施については、下記の点に留意いただくと
ともに、管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等にその周知を図り、運用
に遺漏のないようお願いする。

本通知については、社会・援護局と協議済みであることを申し添える。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4
第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

第1 婦人保護事業の対象者の範囲

- 1 配偶者からの暴力被害女性の保護等については、これまでも、売春防止
法に基づき、婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設において取り組ま

れてきたところであるが、平成14年4月1日からは、配偶者暴力防止法に基づく業務として位置づけられ（配偶者暴力防止法第2章参照）、当該業務に係る費用の支弁等も配偶者暴力防止法に基づき行われる（配偶者暴力防止法第27条、第28条参照）ことから、今般、「婦人保護事業実施要領」、「婦人相談所設置要綱」及び「婦人保護施設設置要綱」の一部改正等について」（平成14年3月29日厚生労働省発雇児第0329009号厚生労働事務次官通知）により、婦人保護事業実施要領（昭和38年3月19日発社第34号厚生事務次官通知）、婦人相談所設置要綱（昭和38年3月19日発社第35号厚生事務次官通知）について、所要の改正を行った。

この結果、平成14年4月1日以降、婦人保護事業の対象となる女性の範囲は、以下のとおりであること。

- ア 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
 - イ 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者
 - ウ 配偶者（事実婚を含む。）からの暴力を受けた者（配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であって、当該配偶者であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものを含み、身体的暴力を受けた者に限らず、心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。）
 - エ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- 2 恋人からの暴力被害女性等ウに該当しない者についても、従前どおり1のエの運用において対応するなど、積極的に保護、援助に取り組まれたいこと。
- 3 1のエに該当する者の支援に際しては、被害者本人や同伴する児童等の状況等を踏まえ、関係機関との十分な連携・調整の上で、婦人保護事業による支援が適切に提供されるよう取り組まれたいこと。

第2 婦人相談所

1 配偶者からの暴力被害女性の支援における中核としての役割

婦人相談所は、心理判定員や婦人相談員、心理療法担当職員等が配置されている被害者の支援の中核機関として、専門的な援助を必要とする事案や、処遇の難しい事案への対応に当たることが求められていること。

また、専門的知識及び技術等を必要とする事案について市町村等から助言等を求められた場合は、適切に対応すること。

2 一時保護等の適切な実施

婦人相談所は、一時保護の実施という他の配偶者暴力相談支援センターにはない機能を有しているほか、婦人保護施設への入所決定も行っている。これらは、被害者に対する支援の中で極めて重要な役割であることから、適切に実施されたいこと。このほか、一時保護については第6の1を参照されたいこと。なお、市町村が、地方自治法の規定に基づき、都道府県との協議により、条例に基づいて自ら婦人相談所を設置し、一時保護を実施することも可能であるので留意されたいこと。

3 市町村への支援

婦人相談所において、市町村職員に対し実務面の研修を行うことや、市町村職員の研修に講師を派遣することなどが考えられること。特に、福祉事務所を設置していない町村に対しては、きめ細かな助言等十分な支援を行うことが望ましいこと。

4 配偶者からの暴力被害者に対する援助

婦人相談所においては、事案に応じ、医師、心理判定員、婦人相談員、心理療法担当職員、看護師等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うこと。心理療法担当職員の配置については、被害者への心理的な援助を適切に行うため、その積極的な配置・活用を行うことが望ましいこと。

また、心身に大きな被害を受けている被害者や同伴する家族に対しては、心理判定員等による心理学的諸検査や面接を行い、被害者の心理的な被害の状況を把握して、事案に応じた心理学的側面からの援助等を行うこと。

さらに、疾病等の有無や診療の要否について、医学的な面から判定し、被害者の心身の健康状態を踏まえて、今後の必要な措置について検討するなど、適切に対応されたいこと。

第3 婦人相談員

婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができることとされていることから、その十分な活用について、検討することが求められていること。また、婦人相談員が設置されていない市においては、その必要性の有無について、不断に検討されたいこと。

婦人相談員に求められることは、具体的には次のとおりである。

ア 婦人相談所、福祉事務所等において配偶者からの暴力の被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うこと。

イ 被害者は不安感を抱えながら相談に訪れることが多いため、被害者にとっての安全を第一に考え、秘密が守られる環境の中で、その訴えが十

分受け入れられるよう、婦人相談員は被害者の立場に立って共に問題解決を図ろうとする援助者であることについて被害者の理解を得、信頼関係に基づいて援助を行うこと。

ウ 問題の解決に当たっては、被害者自らが選択、決定することが基本であり、このために必要な情報を提供し、適切な助言を行うこと。また、被害者の自立の促進、保護命令制度の利用、保護施設の利用等についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整等、配偶者暴力防止法第3条第3項各号に規定されている業務について中心的な役割を担うものであり、こうした各種の援助が的確に実施されるよう、関連の法律や施策、制度等について十分な知識を得るよう努めること。

第4 婦人保護施設

配偶者暴力防止法第5条において、都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができることとされており、婦人保護施設が設置されていない都道府県においては、その必要性の有無について、不断に検討されたいこと。

婦人保護施設に求められることは、具体的には次のとおりである。

ア 単身で保護された被害者については、一時保護所を退所した後、必要な場合は婦人保護施設への入所の措置を講ずることが必要であり、婦人保護施設においては、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うこと。

イ 婦人保護施設の退所後においても、安定して自立した生活が営めるよう、被害者の希望に応じて、福祉事務所等の関係機関と連携し、相談、指導などの援助を継続して実施することが望ましいこと。

第5 婦人保護施設最低基準省令の整備

1 配偶者暴力防止法の婦人保護施設の関連規定が平成14年4月1日に施行になることに伴い、前述の「婦人保護事業実施要領」、「婦人相談所設置要綱」及び「婦人保護施設設置要綱」の一部改正等についてにより、婦人保護事業実施要領の改正及び婦人保護施設設置要綱(昭和38年3月19日発社第36号厚生事務次官通知)の廃止を行い、「婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準省令」(平成14年3月27日厚生労働省令第49号)として整備した(施行は平成14年4月1日)。

同省令第6条は、苦情への対応について規定しており、同条第1項の「窓口を設置する等の必要な措置」とは、具体的には、

ア 施設長が苦情受付担当者を指名する等苦情受付の窓口を決めること

イ 施設内における苦情解決のための手続の明確化

ウ 苦情受付の窓口及び苦情解決の手続の入所者及び施設職員等に対する周知

等の措置であること。

- 2 1のイにおける「苦情解決のための手続」としては、
- ・ 入所者からの苦情を受け付ける。
 - ・ 苦情を受け付けた者が、苦情内容及び当該入所者の意向等の確認を行う
 - ・ 苦情を受け付けた者が、受け付けた苦情及びその対応状況等を施設長等苦情の解決に責任を持つ者に報告する。
 - ・ 苦情申出人と苦情の解決に向けて話し合う。
 - ・ 苦情を申し立てた入所者に対して、苦情への対応内容について通知する。

等の手順が想定され、「手続の明確化」の方法としては、施設内の規定への記載等が想定されること。

また、1のウの「周知」の方法としては、施設内の分かりやすい場所への掲示や、入所時等の機会を捉えた入所者への直接の説明等が想定されること。

- 3 事業者等が苦情解決に取り組むに当たっての具体的な方法に関する指針については、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日障第452号、社援第1352号、老発第514号、児発第575号大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により別途通知されていること。

第6 個別的事項

1 一時保護

- (1) 婦人相談所の一時保護（配偶者暴力防止法第3第4項に基づき、厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）は、第1の1のアからエまでに掲げる者について、以下の場合に行うものであること。

ア 適当な寄宿先がなく、その者に被害が及ぶことを防ぐため緊急に保護することが必要であると認められる場合

イ アの場合も含め、その者に対する最も適切な援助の施策を決定し、婦人保護施設への収容保護又は関係機関等への移送等の措置が採られるまでに、一定期間の入所が必要であると認められる場合

ウ 一時保護所での短期間の生活指導、自立に向けた援助が有効であると認められる場合

エ 心身の健康回復が必要であると認められる場合

配偶者からの暴力被害者について一時保護の必要性を判断するに当たっては、同人の心身の健康状態、配偶者からの追跡のおそれ、経済状態等を総合的に勘案されたいこと。

- (2) 一時保護が行われる場合には、被害者本人が直接来所して申請する場合のほか、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、警察、児童相談所等の関係機関からの連絡が契機となる場合がある。いずれの場合でも、婦人相談所は、福祉事務所、警察等関係機関と速やかに連絡を取るなど、緊密な連携を図ることが必要であること。

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、被害者の安全の確保、負担の軽減等に配慮しつつ、福祉事務所を経由していない申請の場合や、被害者が一時保護委託契約施設に直接来所した場合も含め、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えるべきこと。

- (3) 一時保護に当たっては、被害者の状況、同伴する家族の有無等を勘案し、婦人相談所が自ら行うほか、婦人保護施設、母子生活支援施設、民間シェルター等、状況に応じ適切な一時保護委託先で保護することとされたいこと。

一時保護の受入れに当たっては、入所者の緊張と不安を緩和し、安心して援助を受けることができるという気持ちを持てるよう留意すること。

- (4) 一時保護の期間は、援助の施策のうちどれが最も適当であるかを決定し、婦人保護施設への収容保護や母子生活支援施設への入所又は関係機関等への移送等の措置を講ずるまでの期間や、短期間の指導、援助を行うために必要と見込まれる期間である。このため、一時保護所又は委託先の入所者の状況に応じて、その期間を延長する等の柔軟な設定をすること。

- (5) 配偶者暴力防止法第3条第4項に基づく一時保護の委託については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」(平成13年7月23日厚生労働省告示第254号)のほか、以下の点に留意されたいこと。

ア 婦人相談所が、委託の適否及び委託先施設の決定を行う際には、それぞれの被害者の状況と、委託する施設の特性を考慮し、その被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。特に、外国人や障害者、高齢者等、様々

な配慮を必要とする被害者にも対応できるよう十分配慮されたい。

また、男性の一時保護については、あらかじめ、その保護に適した施設を委託先として検討し、必要な場合に一時保護の委託を行う等の対応を行うことが望ましい。

なお、被害者の状況を確認する際には、二次被害の発生の防止に十分留意願いたい。

イ 一時保護委託施設における食事の提供、保健衛生、防災及び被服の提供については、婦人相談所一時保護所と実質的に同等の水準のものとなるようにするとともに、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性、安全の確保や秘密の保持等に関する研修を受けた職員により入所者の一時保護を行うことが必要である。

一時保護委託施設は、入所者に対する食事の提供（調理のための設備を有する施設にあっては、食材の提供でも差し支えない。）、入浴の提供及び被服の提供、行政機関の訪問等のための入所者の移送を行う。

ウ 婦人相談所と一時保護を委託された施設は、入所者の処遇等について緊密な連携を図る必要がある。

婦人相談所長は、原則として入所期間が1週間を超えるごとに施設から入所者の状況についての書面による報告を受け、できるだけ早期に次の段階の援助施策に移行できるよう援助内容を検討する必要がある。

エ 一時保護を委託する施設及び個別の入所者の秘匿性の確保が最大限図られる必要がある。

オ 同伴児及び同伴者について、本人と同一の施設に一時保護することが困難である場合、別の施設に同伴児及び同伴者の一時保護を委託することを検討する必要がある。ただし、本人が一時保護されていることが前提となる。

同伴児については、同時に児童虐待を受けている可能性もあることから、アセスメントを行うとともに、必要に応じ、適切な支援が実施されるよう、児童相談所と密接に連携を図ることが必要である。また、男子高校生等婦人相談所で保護することが適当でない判断される場合には、児童相談所の一時保護所や、一時保護委託により被害者とともに適切な施設で保護するなどの配慮を行うことが必要である。

さらに、同伴児については、安全確保の観点から、学校に通学させることが、事実上困難となる場合が多い。一時保護所においては、教育委員会や学校から、教材の提供や指導方法の教示等の支援を受けつつ、

このような子どもに対して、適切な学習機会を提供していくことが望ましい。

カ 一時保護を委託する施設の所在地が他の都道府県である場合、入所者の保護、援助に関する責任は、委託元の婦人相談所が有する。

- (6) 婦人相談所による一時保護後は、婦人保護施設、母子生活支援施設等への入所のほか、帰宅や実家等への帰郷、賃貸住宅等での生活等が考えられるが、婦人相談所においては、被害者への支援が途切れることのないよう配慮することが必要である。

このため、具体的には、退所後も婦人相談所の専門的な支援を必要とする被害者については、引き続き、婦人相談所において、来所相談等に応じることが考えられるものであること。また、地域での生活を始めた被害者については、その身近にあって相談しやすい、市町村の配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口を引き継ぐこと等が考えられること。なお、他の機関に引継ぎを行う場合には、被害者の希望に応じて、単に当該機関等の名称及び連絡先を教示するだけでなく、当該機関等に連絡して担当者名を確認し、当該担当者との面接が確実に行われるようにするなど、実質的に引き継ぐこととされたいこと。

2 婦人保護事業の実施者と関係機関等の連携協力

婦人保護事業実施要領や「婦人保護事業の実施に係る取扱いについて」(平成4年6月29日社生95号社会局生活課長通知)等を踏まえ、従前より、婦人保護事業の実施者は、福祉事務所その他の関係機関との緊密な連携を図り、民間団体等の協力も得ながら、また、他の都道府県とも連絡、協力して問題の解決に当たってきたところである。また、配偶者暴力防止法第9条は、被害者の保護を行うに当たって、配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等の関係機関が連携を図りながら協力するよう努めるべきことを定めている。

婦人保護事業の実施者と福祉事務所その他の関係機関の一層緊密な連携協力を推進されたいこと。

令和5年度予算概算要求の概要(女性保護関係)

令和5年度概算要求額 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 **26** 億円の内数 (22 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 婦人保護事業の担い手となる婦人相談員の手当を支給することで必要な人材を確保するとともに、各種研修受講等を推進することで、専門性の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 婦人相談員の業務内容や勤務実態を踏まえ、研修受講の有無や経験年数に応じた手当を支給することで、必要な人材を確保し、適切な支援を提供することを目的とする。
- さらに、婦人相談員の専門性の向上を図るため、各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や、派遣中の代替職員の配置に要する経費を補助する。

【拡充内容】

- 一定の経験を有し、特定の研修を受講した者を**統括婦人相談員又は主任婦人相談員として配置した場合の処遇改善**を実施。

3 実施主体等

<実施主体>

都道府県・市

<補助率>

国5/10 (都道府県・市5/10)

<補助単価>

1. 婦人相談員手当等

(1) 婦人相談員手当

- ア 基本額 研修修了者：月額 197,700円、研修未修了者：月額 153,900円
- イ 経験年数加算 (R4～)
 - i 経験年数3～9年の者 研修修了者：月額 4,500円 × (経験年数-2年)
研修未修了者：月額 3,500円 × (経験年数-2年)
 - ii 経験年数10年以上の者 研修修了者：月額 45,000円
研修未修了者：月額 35,000円
- ウ 期末手当 (R4～) 研修修了者：年額 504,130円
研修未修了者：年額 392,440円

(2) 統括婦人相談員加算 月額 40,000円【新規】

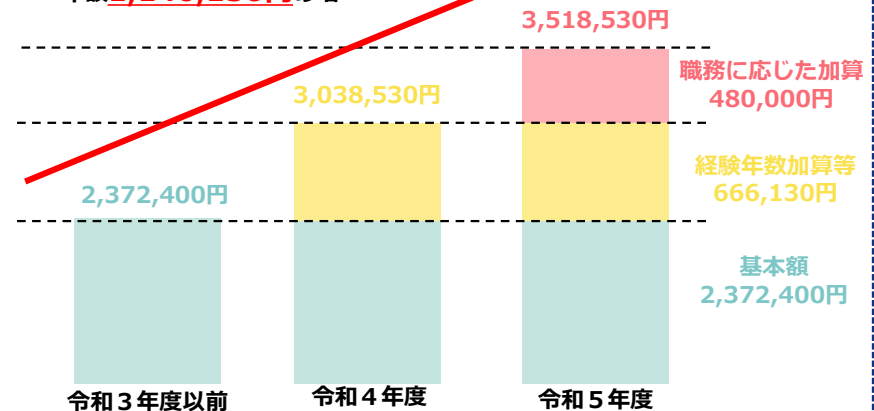
(3) 主任婦人相談員加算 月額 5,000円【新規】

2. 婦人相談員活動費

- ア 都道府県 婦人相談員の数 × 58,000円
- イ 市 婦人相談員の数 × 49,000円
- ウ 研修旅費 1人あたり年額 46,360円
- エ 代替職員 1自治体あたり年額 238,080円

※ 経験年数5年目(研修終了者)、主任婦人相談員における処遇改善のイメージ(年収ベース)

令和3年度 ⇒ 令和5年度
年額**1,146,130円**の増



3. 相談員配置実績等 (令和2年度)

- 相談員数：1,533人
- 相談対応件数：延べ407,942件 (実163,393件)

売春防止活動・DV対策機能強化事業【平成14年度創設】

令和5年度概算要求額 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 26 億円の内数（22 億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 売春防止法に基づく要保護女子の未然防止及び配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律に基づく暴力被害女性の保護を目的として、啓発活動を行うとともに、早期発見に努め、必要な相談等に要する経費を補助する。

2 事業の概要・スキーム

1. 売春防止活動推進等事業強化対策費（H14～）

（1）婦人保護啓発活動事業

婦人保護事業の推進を図るための広報啓発を実施。

【補助単価：1自治体あたり年額 338千円～604千円】

（2）婦人保護施設退所者自立生活援助事業

婦人保護施設に生活援助指導員を配置し、退所者への相談・指導等を実施。

【補助単価：1施設あたり年額 947千円又は1,894千円
+対象者や取組に応じた加算】

2. 配偶者からの暴力対策機能強化事業

（3）休日夜間電話相談事業（H14～）

電話相談員を配置し、平日時間及び休日の電話対応を実施。

【補助単価：1自治体あたり月額 17,980円～617,520円】

（4）配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業（H14～）

婦人相談所や福祉関係など関係機関との連絡会議等を開催。

【補助単価：1自治体あたり 年額800,800円】

（5）婦人相談所等職員への専門研修事業（H14～）

配偶者からの暴力の特性や、通信機器の取扱いによって生じる危険性等への理解を深めるための研修を実施。

【補助単価：1自治体あたり年額 87,070円～261,210円】

（6）婦人相談所一時保護所入所者個別対応強化事業（H30～）

一時保護所に、個別対応職員を配置し、暴力のほか障害や疾病等を複合的に抱えているケースにも適切に対応できる体制を確保する。

【補助単価：1自治体あたり年額 5,866千円】

（7）法的対応機能強化事業（H18～）

婦人相談所に非常勤弁護士等を配置し、DVや人身取引被害者からの法的相談を実施。

【補助単価：1自治体あたり年額 769,080円】

（8）専門通訳者養成研修事業（H21～）

人身取引及びDVに関する専門的な知識をもった通訳者の養成研修を実施。

【補助単価：1自治体あたり 年額666,290円】

（9）婦人相談所SNS等相談支援事業（R2～）

婦人相談所において、SNSなど即応性のある文字情報等による相談支援を実施。

【補助単価：1か所あたり年額 40,759千円】

（10）DV対応・児童虐待対応連携強化事業（R2～）

婦人相談所に、社会福祉士や保健師資格を有する者等を児童虐待防止対応コーディネーターとして配置し、児童相談所等と連携を図る。

【補助単価：1自治体あたり年額 6,251千円】

（11）同伴児童学習・通学支援事業（R2～）

一時保護所又は婦人保護施設において、学習指導員を配置し、同伴児童の学習指導等を行うとともに、生活指導員を配置し、小・中学校等に通学する際の同行支援を実施。

【補助単価：学習支援 1施設あたり 1,635千円+連絡調整加算2,518千円

通学支援 1施設あたり 1,934千円】

（12）婦人保護施設入所者の地域生活移行支援事業（R2～）

婦人保護施設において、入所者を退所前に施設付近の住宅において生活させ、地域生活等の体験支援を行う。

【補助単価：1施設あたり年額 580千円】

3 実施主体等

【実施主体】（1）、（2）、（12）：都道府県、（3）～（11）：都道府県及び婦人相談所設置指定都市

【補助率】5/10

【令和2年度事業実施都道府県】46都道府県※（1）～（12）のいずれかを実施しているもの。佐賀県のみ全て未実施

DV被害者等自立生活援助事業【平成26年度創設】

令和5年度概算要求額 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 26 億円の内数 (22 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 一時保護所退所後のDV被害等女性が、地域で自立し定着するための支援体制を構築するとともに、DV被害等女性に対する支援の推進に資することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

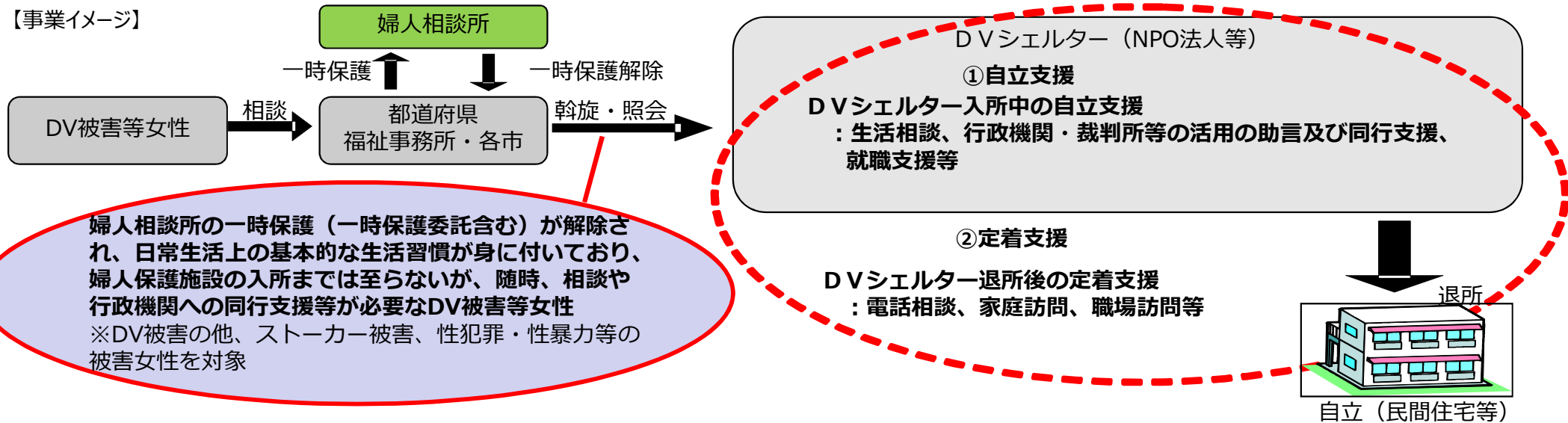
(1) 自立支援事業

DVシェルター等の一時的な居住場所に居住するDV被害等女性に対し、必要に応じて、①生活相談（金銭管理、整理整頓、食生活、健康管理等）、②行政機関・裁判所等の活用方法の助言及び同行支援、③就職支援、④その他必要な相談などDVシェルター等からの退所に向け必要な支援を行う。

(2) 定着支援事業

自立支援事業により、DVシェルター等を退所した者に対し、必要に応じて、①電話相談、②家庭訪問、③社会生活の場（地域活動の場、職場など）への同行等の職員による相談、助言など、地域生活を定着させるための継続的な支援を行う。

【事業イメージ】



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市 【補助率】 国 1 / 2、都道府県・市 1 / 2 【令和4年度補助単価】 1か所当たり年額 4,622千円
【令和2年度実施都道府県】 8自治体 (北海道、群馬県、埼玉県、兵庫県、鳥取県、香川県、高知県、福岡県)

若年被害女性等支援事業【令和3年度創設】※平成30年度からモデル事業として実施

令和5年度概算要求額 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 **26**億円の内数 (22億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施することにより、若年女性の自立を推進する。

2 事業の概要・スキーム

(1) アウトリーチ支援

困難を抱えた若年被害女性について、主に夜間見回り等による声掛けや、相談窓口における相談支援等を実施。

(2) 関係機関連携会議

行政機関、民間団体、医療機関等で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を図る。

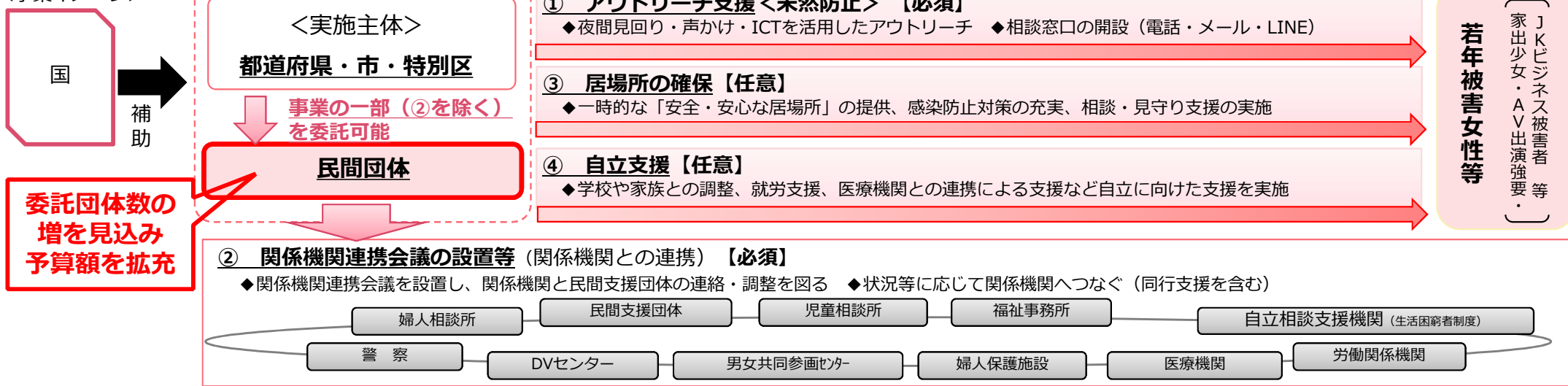
(3) 居場所の確保

一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断された若年被害女性について、居場所を提供や食事の提供など日常生活の支援を行うとともに、不安や悩み等に対する相談支援を実施。

(4) 自立支援

継続的な支援が必要と判断される者や、居場所支援が長期化する者に対し、居住地や就業に関する情報提供や助言など必要な自立に向けた支援を実施。

<事業イメージ>



3 実施主体等

実施主体：都道府県・市・特別区

補助率：国 1/2、都道府県・市・特別区 1/2

補助単価：1か所あたり年額 45,641千円※(1)～(4)全て実施の場合

<事業実績>

令和2年度：3自治体(東京都、神奈川県、福岡県)、5団体

令和3年度：3自治体(東京都、福岡県、札幌市)、6団体

困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業【令和3年度創設】

令和5年度概算要求額 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 26億円の内数（22億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 試行的な取組として、婦人相談員を設置している市区単位で、婦人相談所等の都道府県の関係機関や、市区の関係機関、民間団体等が、支援に必要な情報や支援方針を共有し、横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（協議会）をモデル的に構築・運営し、様々な困難な問題を抱えた女性に対し、相談から保護、自立に至るまでの支援を適切に提供する。

2 事業の概要・スキーム

(1) 地域協議会

ア 代表者会議

実際の担当者で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催し、①支援対象女性への支援方策全体の検討、②実務者会議からの協議会の活動状況の報告と評価等について協議を行う。

イ 実務者会議

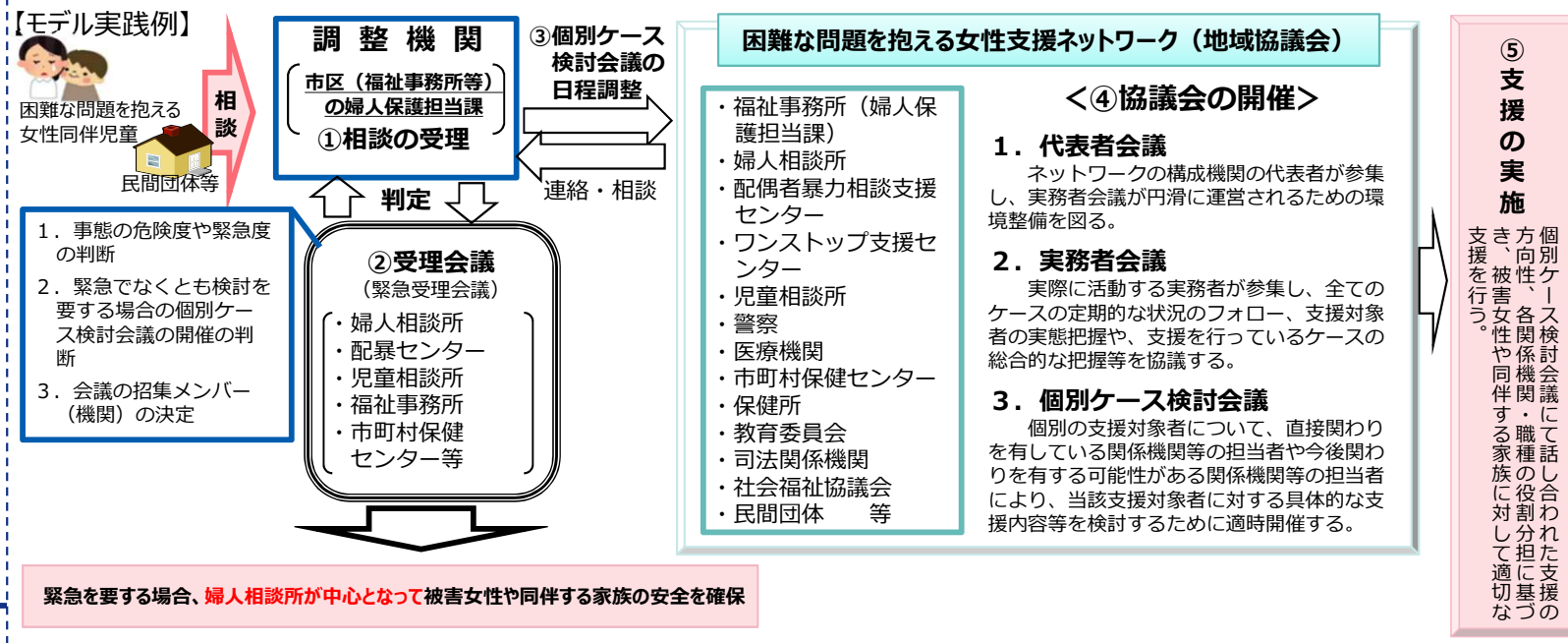
実際に活動する実務者から構成される会議であり、①全てのケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認、支援方針の見直し、②定期的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討、③支援対象女性の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握、④協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告等について協議を行う。

ウ 個別ケース検討会議

個別の支援対象女性について、直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係者等の担当者により、当該支援対象女性等に対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催する。

(2) 調整機関

調整担当者を置き、地域協議会に関する事務を統括するとともに、支援対象女性に対する支援が適切に実施されるよう、実施状況を的確に把握し、必要に応じて婦人相談所、その他の関係機関等との連絡調整を実施。



緊急を要する場合、婦人相談所が中心となって被害女性や同伴する家族の安全を確保

3 実施主体等

- 【実施主体】 婦人相談員を設置している市（特別区含む）
- 【補助基準額】 1自治体当たり 8,718千円
- 【補助率】 国：10／10

民間団体支援強化・推進事業【令和4年度創設】

令和5年度概算要求額 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 26 億円の内数 (22 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 多様な相談対応や自立に向けた支援を担う民間団体による地域における取組みを推進し、多様化・複合化、複雑化する女性が抱える困難な問題に対応することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1) 民間団体支援推進事業

困難な問題を抱える女性への支援を行っているNPO法人等の民間団体の調査を行うとともに、外部有識者等を含めた会議体を設け、民間支援団体を掘り起こすための検討を行う。

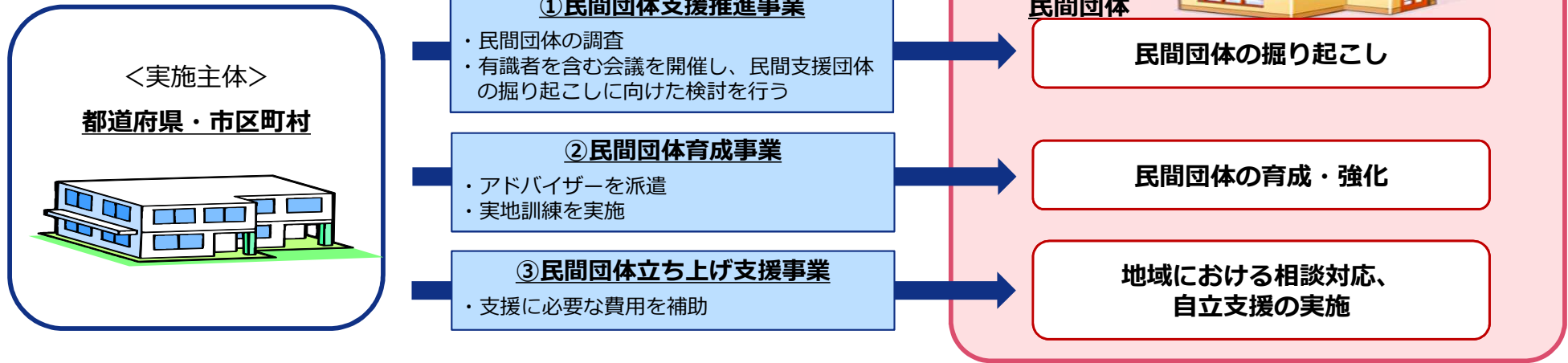
(2) 民間団体育成事業

都道府県等が、困難な問題を抱える女性への支援を担うことができる民間団体を育成するため、民間団体へのアドバイザーの派遣や、先駆的な取組を実施している民間団体での実地訓練、その他民間団体の育成に資する取組を行う。

(3) 民間団体立ち上げ支援事業

困難な問題を抱える女性への支援として、民間団体が行う相談対応や自立支援の取組に対する立ち上げ支援を行う。

<事業イメージ>



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村・特別区

【補助率】 国 1/2、都道府県・市町村・特別区1/2

【補助単価】 1自治体当たり 年額最大 11,385千円

困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業

令和5年度概算要求額 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 26億円の内数 (一) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和4年5月19日成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、困難な問題を抱える女性に適切な支援を提供するための体制整備を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1) 都道府県基本計画等の策定支援

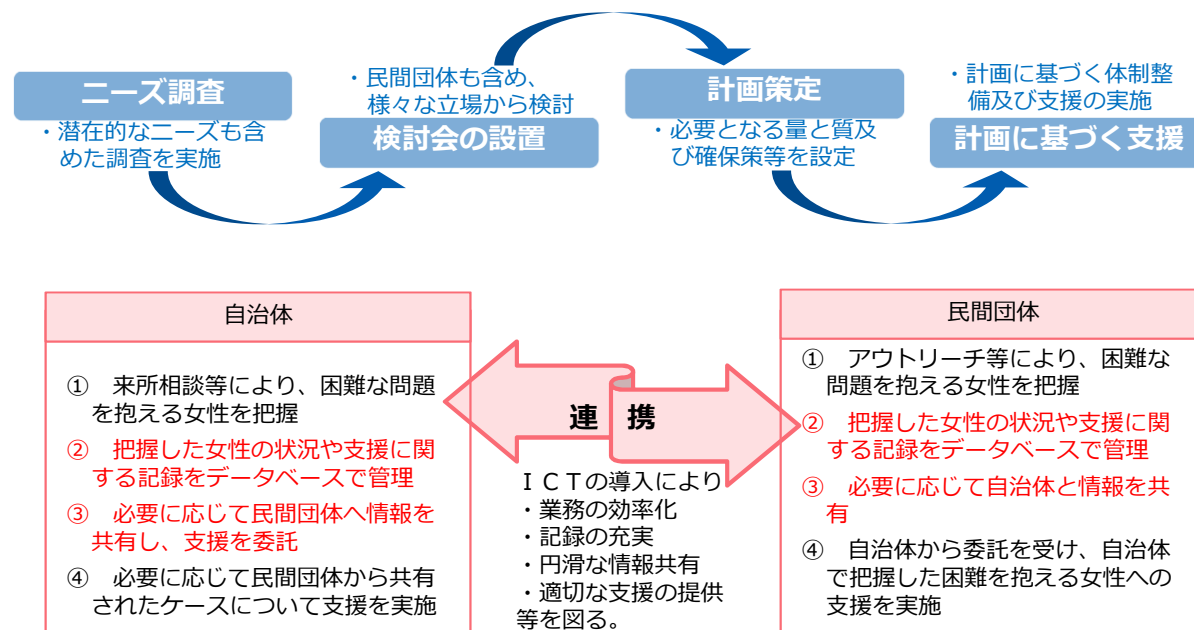
「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、都道府県基本計画等の策定に必要な費用（人件費、調査費、会議費等）の一部を補助する。

(2) 婦人相談員等専門職採用活動支援事業

困難な問題を抱える女性に適切な支援を提供するための人材や専門性の確保（セミナー、インターンシップの受入れ、採用予定者に対する研修等）に必要な費用（人件費、旅費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費等）の一部を補助する。

(3) ICT導入支援事業

ICTを活用した支援及び支援に関する記録等の情報管理や、自治体と民間の支援団体が連携するためのシステム構築等に必要な費用の一部を補助する。



3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市町村

【補助率】国1/2、都道府県・市町村1/2

【補助単価】

(1) 1自治体あたり2,647千円 (2) 1自治体あたり2,766千円

(3) 1自治体あたり1,320千円、1団体あたり1,386千円

困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築事業

令和5年度概算要求額 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 26億円の内数 (一) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 困難な問題を抱える女性が支援に繋がるよう必要な情報を発信するとともに、自治体や民間の支援団体が広域で連携できる体制整備を図る。
- また、全国フォーラム等を開催することで、困難な問題を抱える女性への支援に関する機運を高めることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1) 情報収集・管理業務

- ・ 自治体における相談窓口や支援に関する情報収集
- ・ 自治体を通じて、民間の支援団体の相談窓口や支援に関する情報収集

(2) ポータルサイト運営業務

- ・ 困難な問題を抱える女性が、適切な支援に繋がるよう、収集した情報をもとに分かりやすい特設サイトの作成・運営
- ・ 民間の支援団体同士の連携が図られるよう、必要な情報を特設サイトに掲載するとともに、情報を共有できる仕組みを構築する。

(3) その他業務

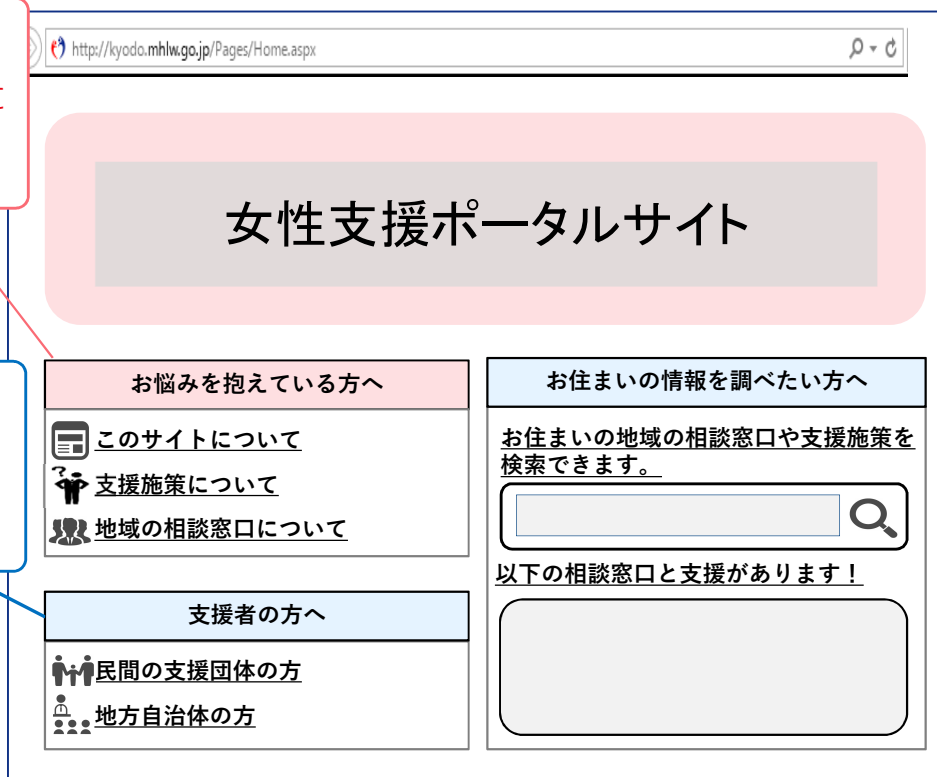
- ・ 必要に応じてインターネットを活用した広報啓発や、困難な問題を抱える女性への支援に関する機運を高めるためのフォーラムの開催等



ポータルサイトイメージ図

1
困難な問題を抱える女性が必要な情報にアクセスしやすい環境を整備

2
行政や民間の支援団体同士が情報共有を図る場を確保



3 実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により決定）

【補助率】定額

婦人保護施設措置費 (婦人保護事業費負担金・婦人保護事業費補助金)

婦人保護事業費負担金：昭和31年度創設
婦人保護事業費補助金：昭和22年度創設

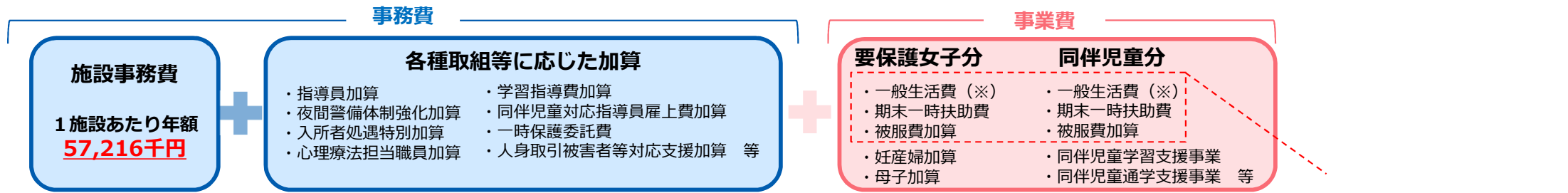
令和5年度概算要求額 25.8 億円 (25.7 億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

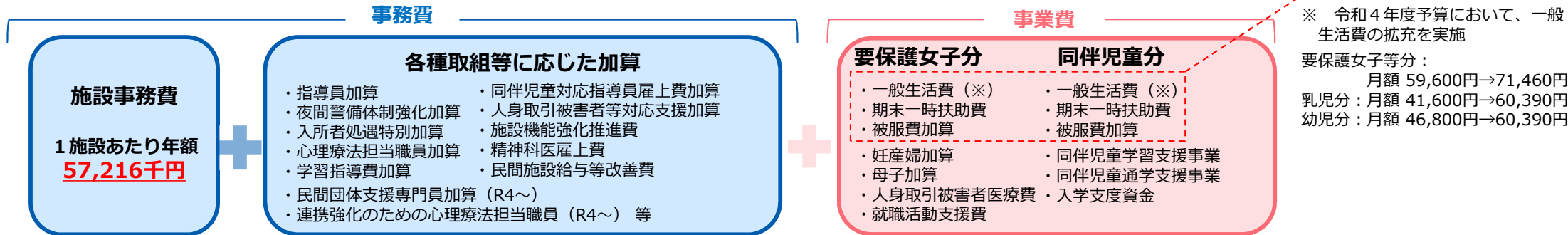
- 婦人相談所が、DV被害者やストーカー被害者、人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮等、正常な社会生活を営むうえで困難な問題を有する者等を対象に一時保護を実施する場合に必要な費用（婦人保護事業費負担金）や、婦人保護施設において、支援対象者の自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援する際に必要となる費用（婦人保護事業費補助金）として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が補助するもの。

2 事業の概要・スキーム

<婦人保護事業費負担金> 定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ



<婦人保護事業費補助金> 定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ



3 実施主体等

(実施主体) 都道府県・婦人相談所を設置している指定都市
(補助率) 国5 / 10 (都道府県・婦人相談所を設置している指定都市5 / 10)

婦人相談所運営費負担金【平成14年度創設】

令和5年度概算要求額 16百万円（16百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 婦人相談所が行う要保護女子等の移送に必要な費用や、外国籍を有するDV被害者や人身取引被害者等を保護に必要な通訳の雇上費用等として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が補助するもの。

2 事業の概要・スキーム

（1）婦人相談所活動費

婦人相談所から要保護女子等を婦人保護施設、病院等へ移送する際の旅費及び連絡・調整等に要する役務費

（2）外国人婦女子緊急一時保護経費

外国人のDV被害者や人身取引被害者等を保護した際の通訳雇上費や在留資格の手続等で入国管理局等を訪問する際の旅費。また、人身取引被害者については、基本的に他法他制度の利用ができない場合の医療費を支給する。

（3）広域措置費

DV被害者において暴力加害者の追跡が激しく、自都道府県内では利用者の安全確保が図れないと判断される場合に、他の都道府県の婦人相談所及び婦人保護施設等を利用することが有効かつ適切と見込まれる場合の移送費。

（4）相談・一時保護同伴児童経費

DV被害者等に同伴する児童のための保育及び学習教材備品等を整備し、相談及び一時保護の環境を整える。

※ 婦人相談所の人件費については、昭和60年度より一般財源化している。

3 実施主体等

（実施主体） 都道府県・婦人相談所を設置している指定都市

（補助率） 国5／10（都道府県・婦人相談所を設置している指定都市5／10）

女性保護関係 基礎資料

1. 婦人相談所について

婦人相談所の都道府県別設置状況

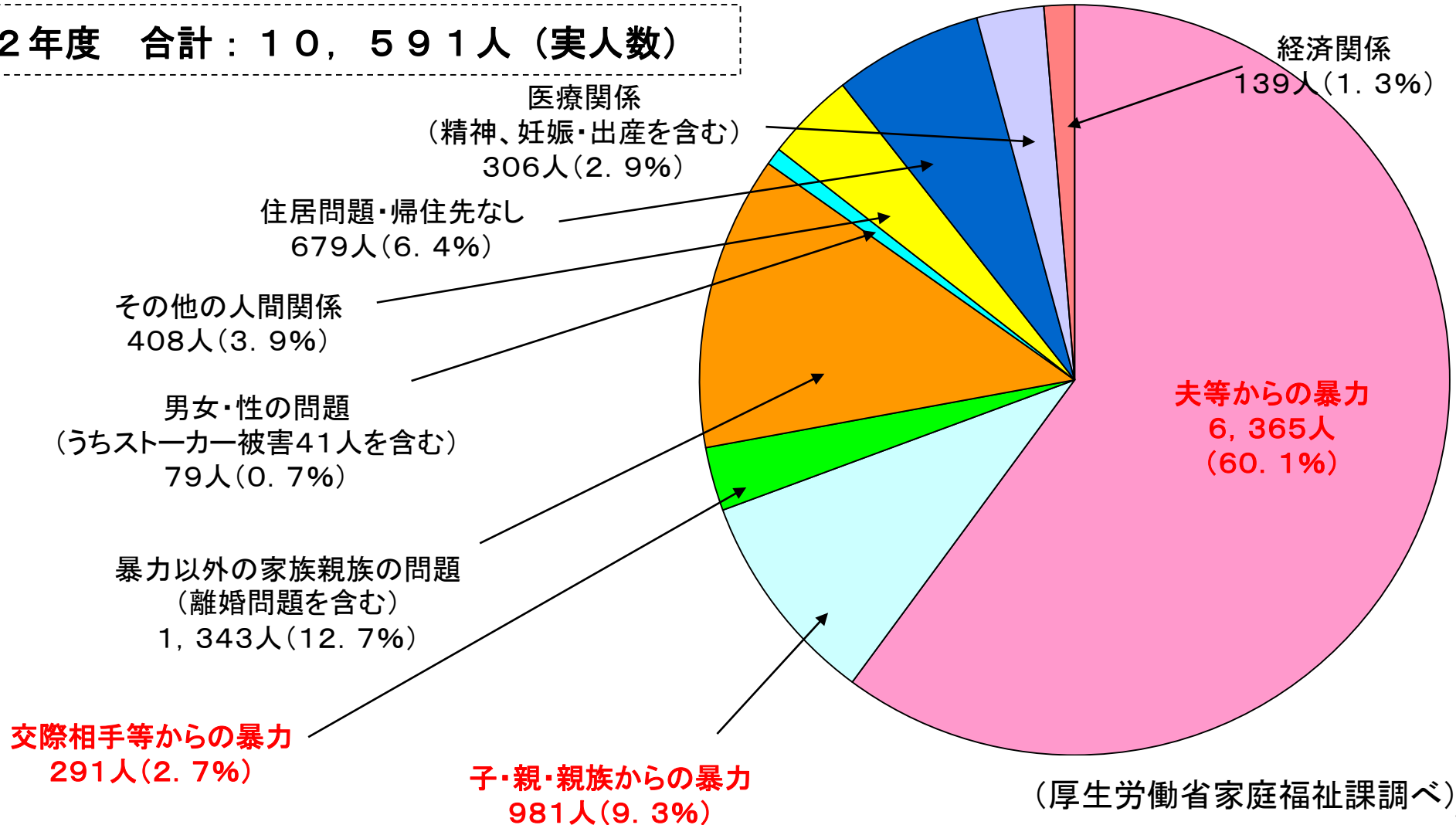
(令和3年4月1日)

1	北海道	北海道立女性相談援助センター	26	京都府	京都府家庭支援総合センター
2	青森県	青森県女性相談所	27	大阪府	大阪府女性相談センター
3	岩手県	岩手県福祉総合相談センター	28	兵庫県	兵庫県女性家庭センター
4	宮城県	宮城県女性相談センター	29	奈良県	奈良県中央こども家庭相談センター
5	秋田県	秋田県女性相談所	30	和歌山県	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター
6	山形県	山形県女性相談センター	31	鳥取県	鳥取県福祉相談センター
7	福島県	福島県女性のための相談支援センター	32	島根県	島根県女性相談センター
8	茨城県	茨城県女性相談センター			(島根県女性相談センター西部分室)
9	栃木県	とちぎ男女共同参画センター	33	岡山県	岡山県女性相談所
10	群馬県	群馬県女性相談所	34	広島県	広島県西部こども家庭センター
11	埼玉県	埼玉県婦人相談センター	35	山口県	山口県男女共同参画相談センター
12	千葉県	女性サポートセンター	36	徳島県	徳島県中央こども女性相談センター
13	東京都	東京都女性相談センター			徳島県南部こども女性相談センター
		(東京都女性相談センター 多摩支所)			徳島県西部こども女性相談センター
14	神奈川県	神奈川県立女性相談所	37	香川県	香川県子ども女性相談センター
15	新潟県	新潟県女性福祉相談所	38	愛媛県	愛媛県福祉総合支援センター
16	富山県	富山県女性相談センター	39	高知県	高知県女性相談支援センター
17	石川県	石川県女性相談支援センター	40	福岡県	福岡県女性相談所
18	福井県	福井県総合福祉相談所	41	佐賀県	佐賀県婦人相談所
19	山梨県	山梨県女性相談所	42	長崎県	長崎こども・女性・障害者支援センター
20	長野県	長野県女性相談センター	43	熊本県	熊本県女性相談センター
21	岐阜県	岐阜県女性相談センター	44	大分県	大分県婦人相談所
22	静岡県	静岡県女性相談センター	45	宮崎県	宮崎県女性相談所
23	愛知県	愛知県女性相談センター	46	鹿児島県	鹿児島県女性相談センター
24	三重県	三重県女性相談所口	47	沖縄県	沖縄県女性相談所
25	滋賀県	滋賀県中央子ども家庭相談センター	合計		全国49か所

婦人相談所が受付けた来所相談の内容

- 「夫等からの暴力」を内容とする相談は来所相談全体の60.1%となっている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせると、全体の72.1%を暴力被害の相談が占めている。

令和2年度 合計：10,591人（実人数）

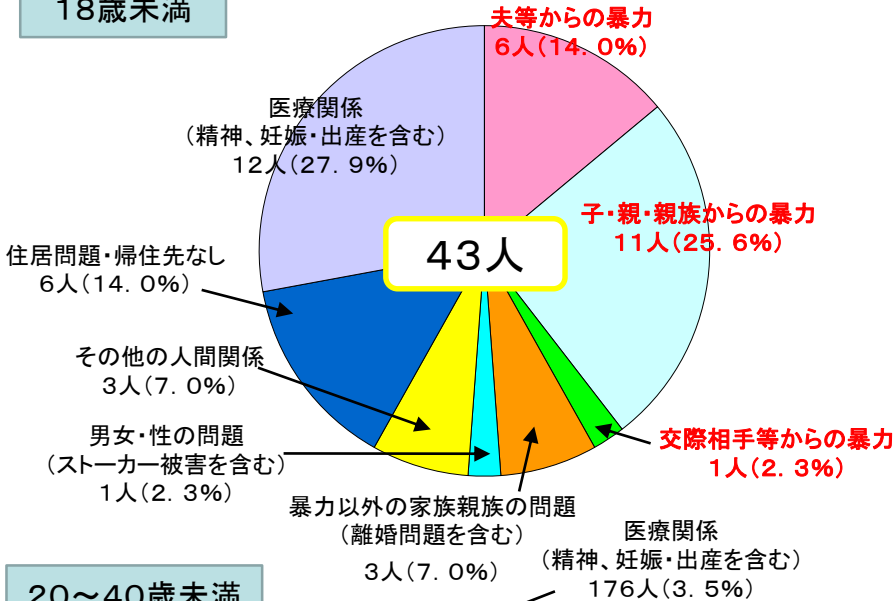


(厚生労働省家庭福祉課調べ)

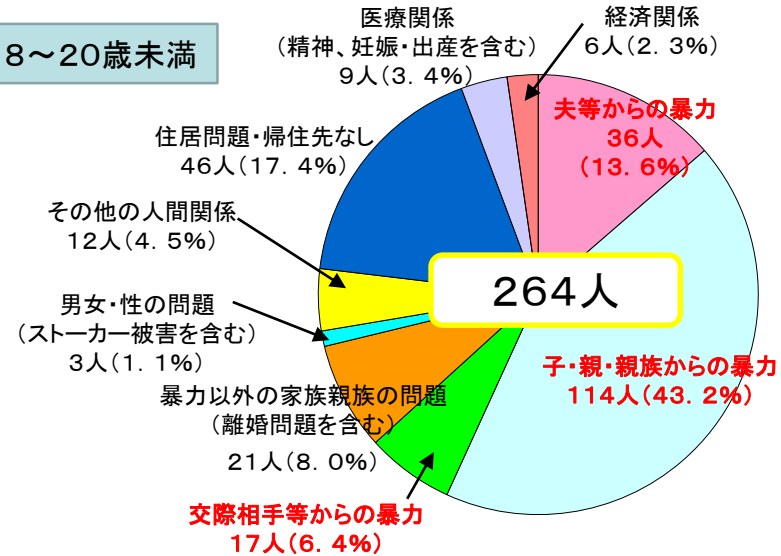
婦人相談所が受付けた来所相談の内容（年齢別）

- 18歳未満は、全体の0.4%。相談内容では、医療関係(精神、妊娠・出産を含む)27.9%、子・親・親族からの暴力25.6%の順が多い。
- 18歳以上20歳未満は、全体の2.5%。相談内容では、子・親・親族からの暴力43.2%、住居問題・帰宅先なし17.4%の順が多い。
- 20歳以上40歳未満は、全体の48.0%。相談内容では、夫等からの暴力59.6%、暴力以外の家族親族の問題10.8%の順が多い。
- 40歳以上は、全体の48.0%。相談内容では、夫等からの暴力63.5%、暴力以外の家族親族の問題14.7%の順が多い。

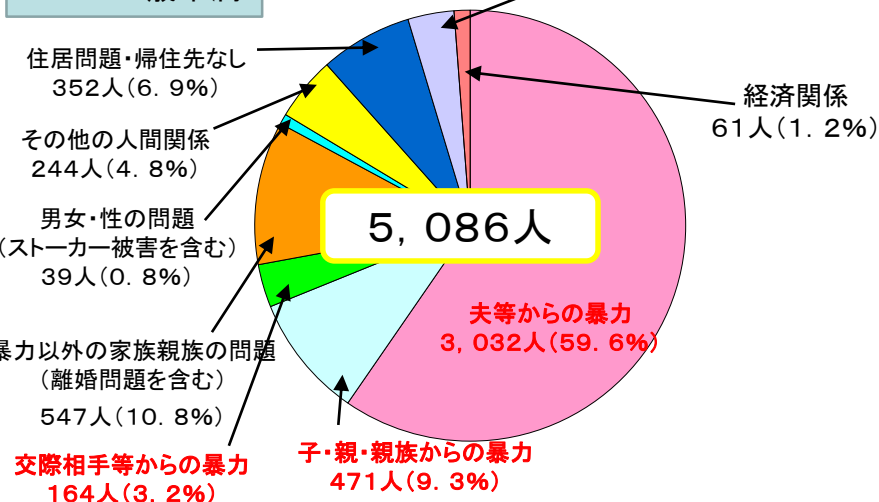
18歳未満



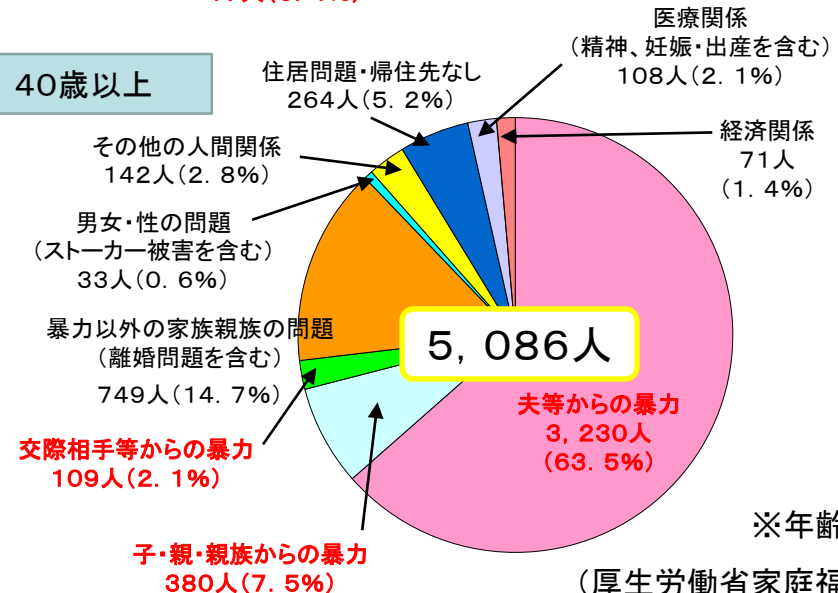
18～20歳未満



20～40歳未満



40歳以上

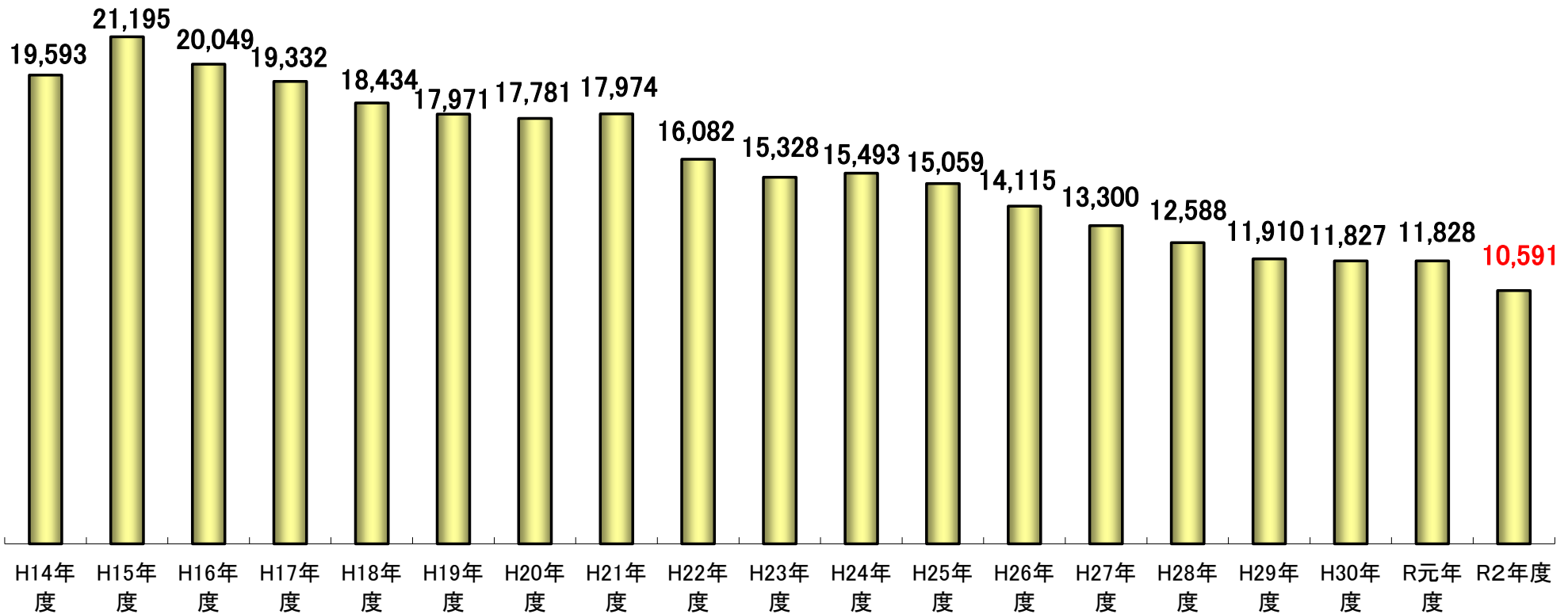


※年齢不明: 112人

婦人相談所の来所相談人数の推移

○来所相談人数は、平成15年度から減少傾向にある。

(実人数)



注1:暴力被害男性(73名)は含まない。

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

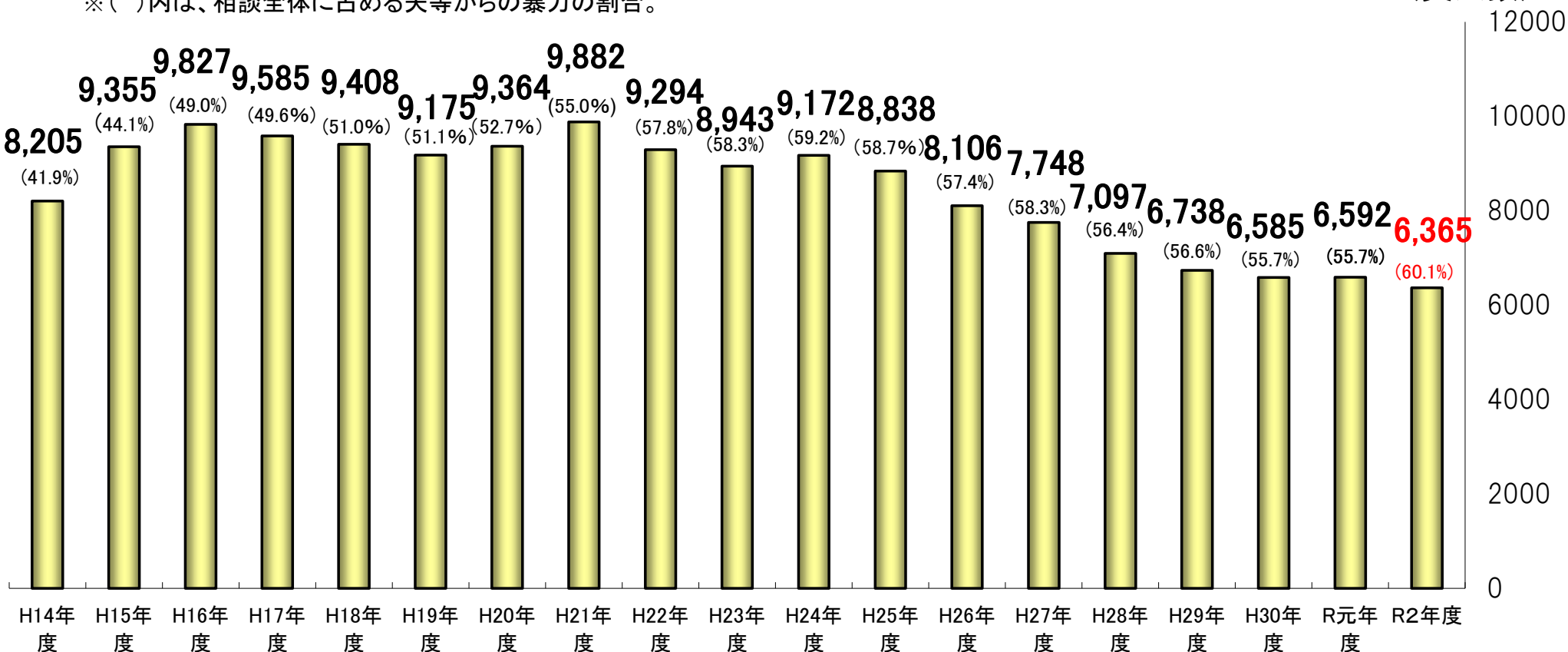
婦人相談所の相談人数の推移

(夫等からの暴力の相談人数及び相談全体に占める割合(来所相談))

- 婦人相談所における夫等からの暴力の相談人数は年間6,365人となっている。
- 相談人数は、平成13年度から平成16年度にかけて増加し、その後は、横ばい傾向であったが、平成25年度から徐々に減少してきている。

※()内は、相談全体に占める夫等からの暴力の割合。

(実人数)

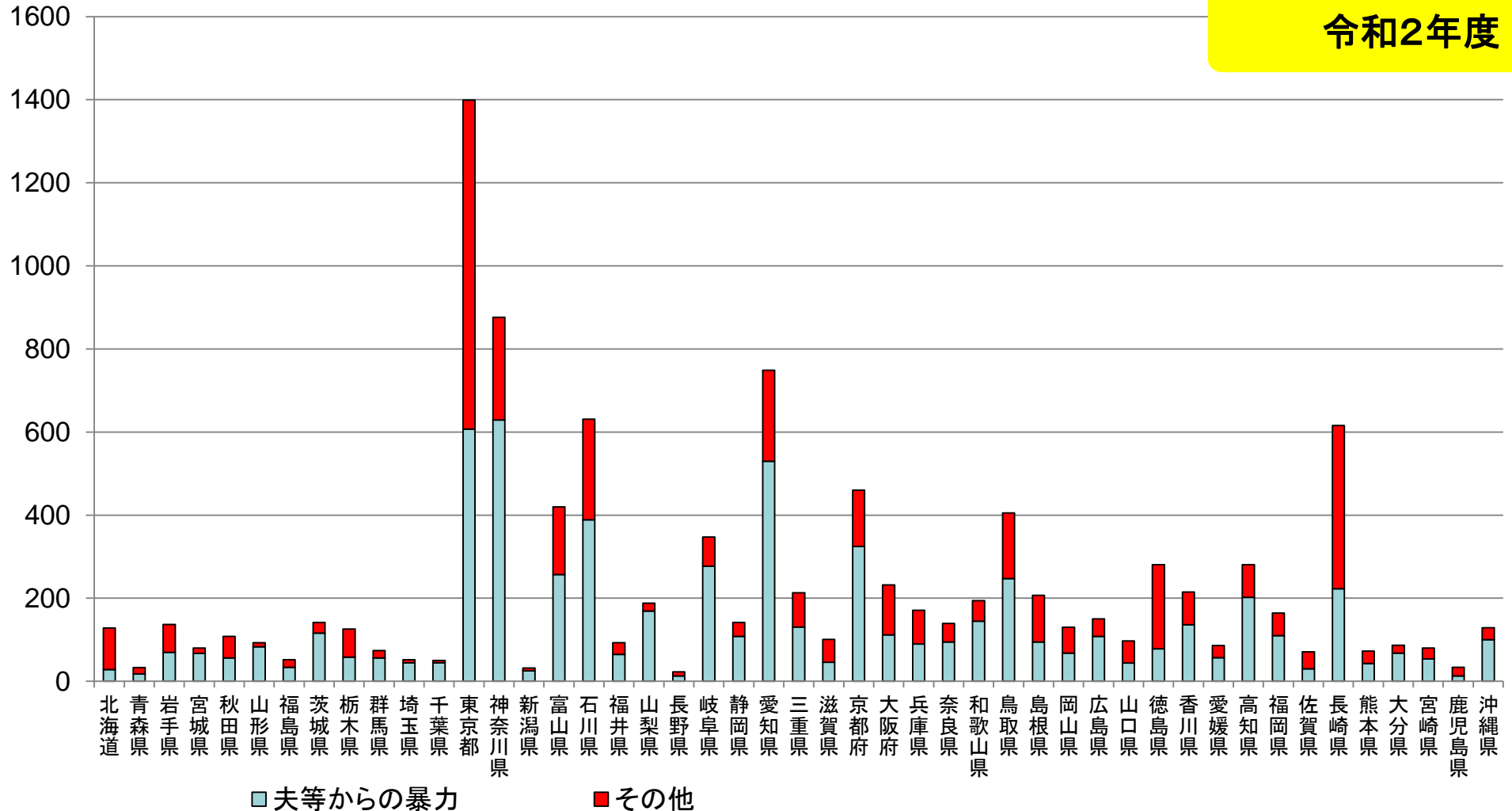


(厚生労働省家庭福祉課調べ)

婦人相談所における来所による都道府県別相談人数

○来所相談人数のうち夫等からの暴力の占める割合は都道府県毎に差がある。

令和2年度



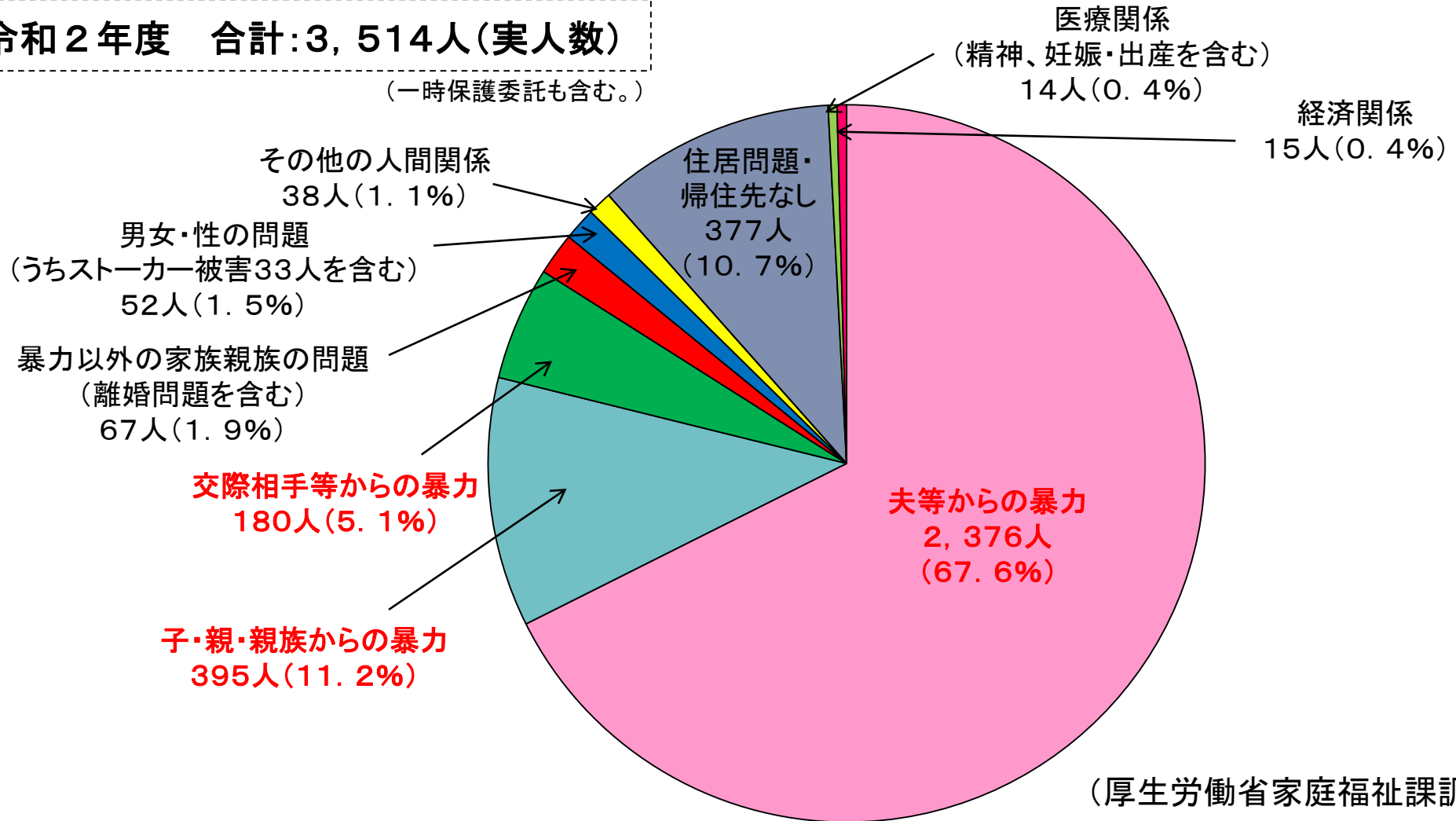
(厚生労働省家庭福祉課調べ)

婦人相談所における一時保護の理由

- 「夫等からの暴力」を理由とする保護が全体の67.6%を占めている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせて、全体の83.9%を暴力被害が占めている。

令和2年度 合計:3,514人(実人数)

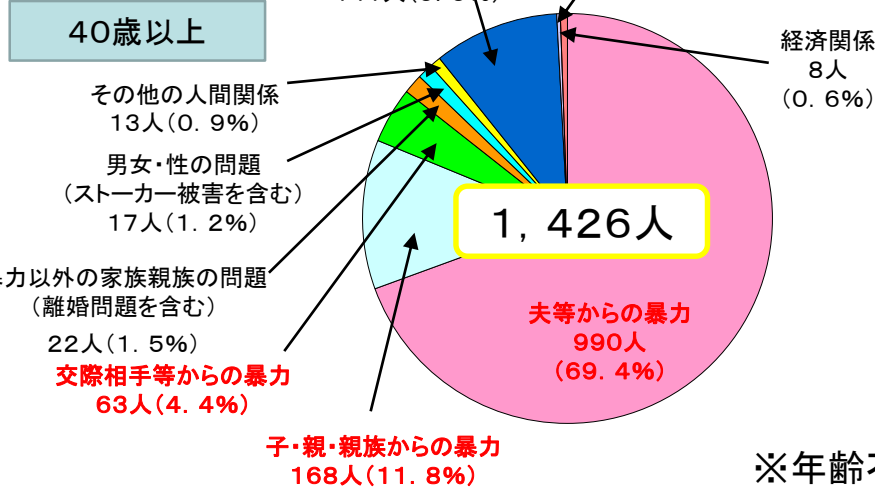
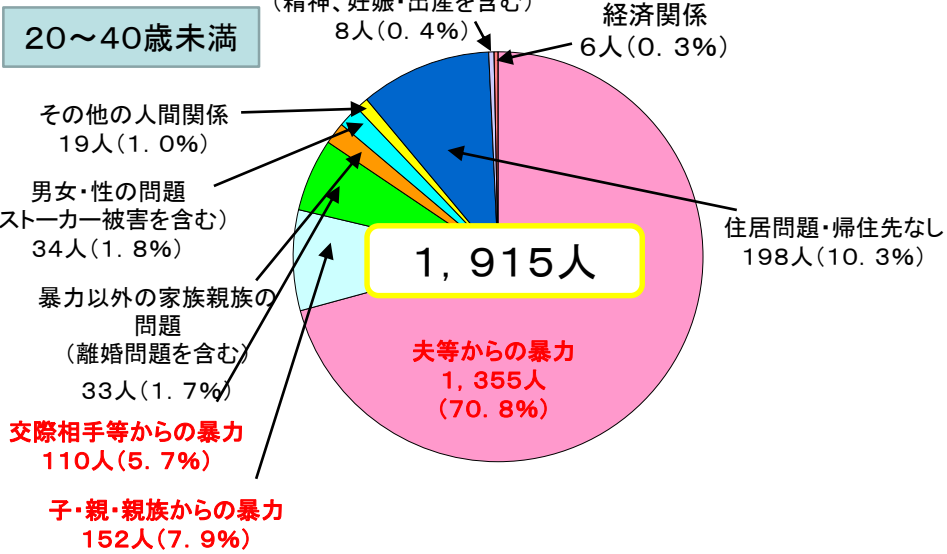
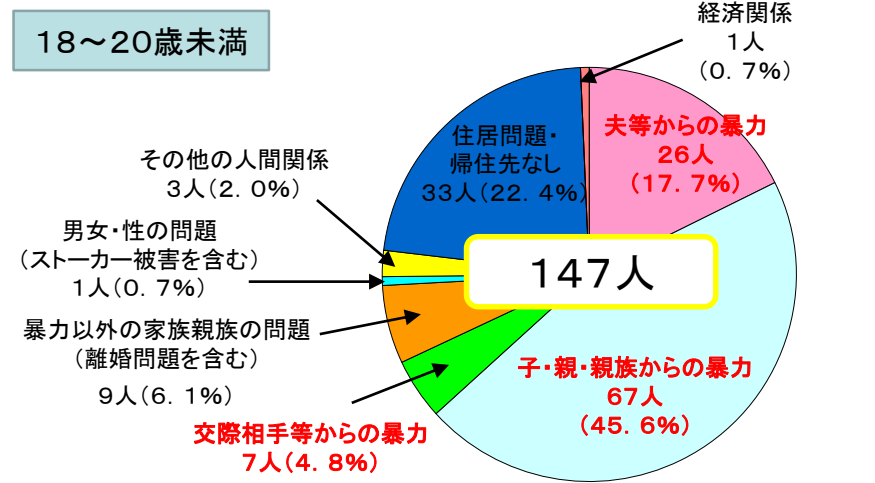
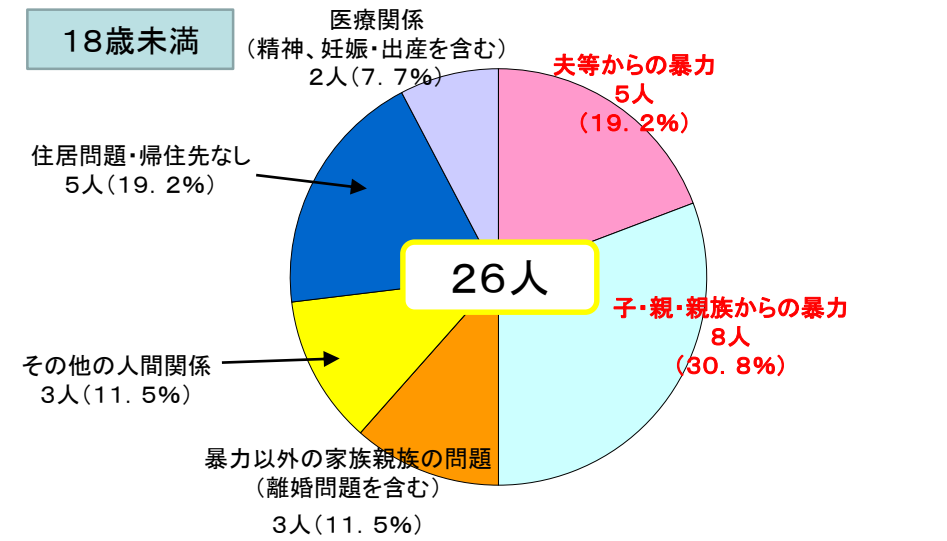
(一時保護委託も含む。)



(厚生労働省家庭福祉課調べ)

婦人相談所における一時保護の理由（年齢別）

- 18歳未満は、全体の0.7%。保護理由では、子・親・親族からの暴力30.8%、夫等からの暴力及び住居問題・帰宅先なしがそれぞれ19.2%である。
- 18歳以上20歳未満は、全体の4.2%。保護理由では、子・親・親族からの暴力45.6%、住居問題・帰宅先なし22.4%の順が多い。
- 20歳以上40歳未満は、全体の54.5%と最も多い。保護理由では、夫等からの暴力70.8%、住居問題・帰宅先なし10.3%の順が多い。
- 40歳以上は、全体の40.6%。保護理由では、夫等からの暴力69.4%、子・親・親族からの暴力11.8%の順が多い。



※年齢不明80人

（厚生労働省家庭福祉課調べ）

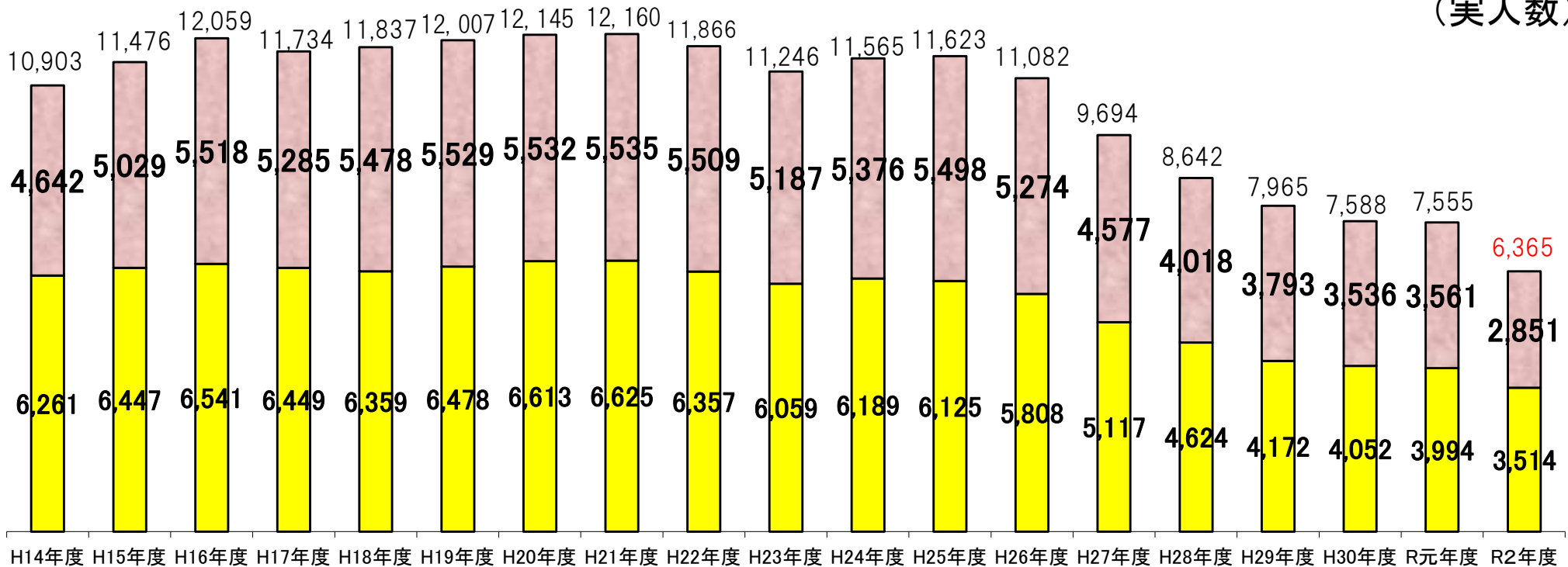
婦人相談所による一時保護者数の推移

○婦人相談所により一時保護された女性は3,514人。同伴家族の数が2,851人で、合計6,365人となっている。(一時保護委託を含む。)

○一時保護の人数は平成14年度から平成16年度にかけて増加し、その後は横ばい傾向が続いたが、平成27年度からは減少している。

■ 一時保護された女性 ■ 同伴家族

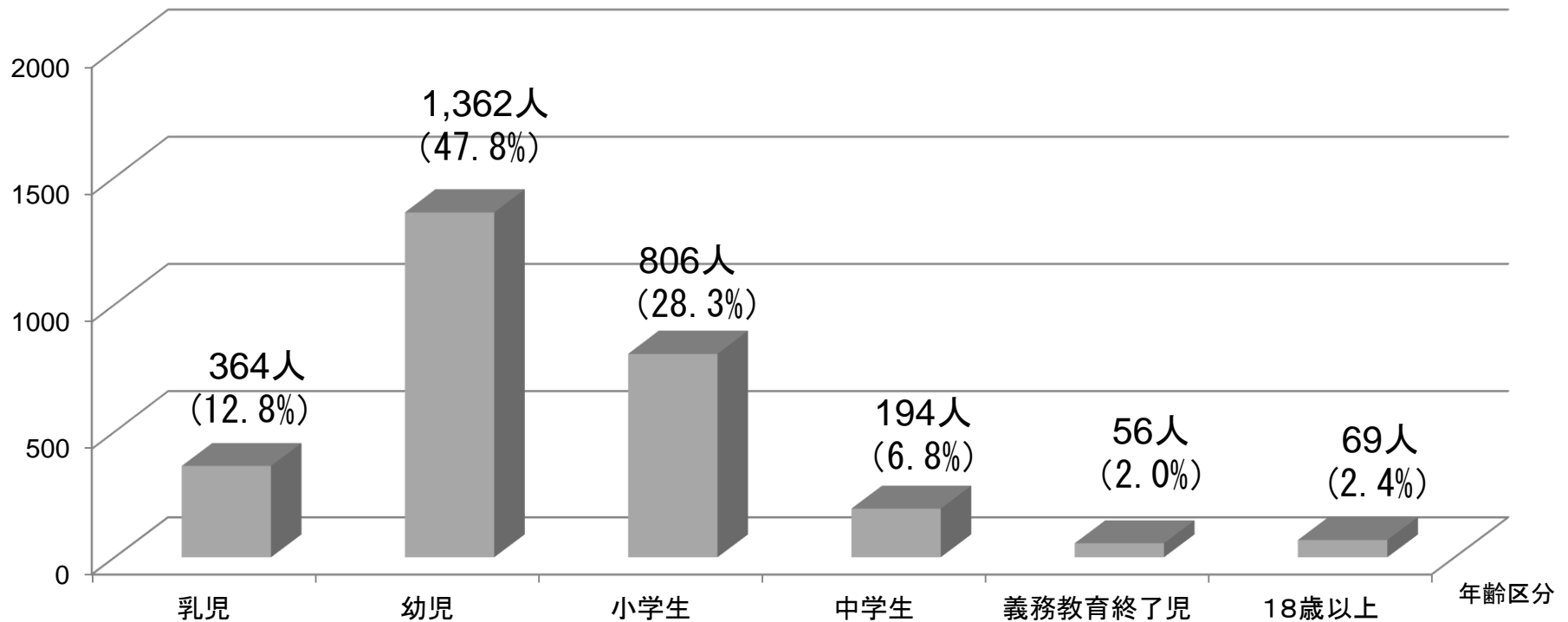
(実人数)



(厚生労働省家庭福祉課調べ)

一時保護同伴家族の状況(令和2年度)

- 60. 6%が乳児・幼児。28. 3%が小学生。同伴家族の97. 7%が18歳未満の児童。
- ほとんどが婦人相談所一時保護所または一時保護委託先において保護女性と一緒に保護。
- 年齢の高い男子を伴う場合は、一時保護を委託するケースが多い。



合計:2,851人(実人員)

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

婦人相談所による一時保護の在所期間

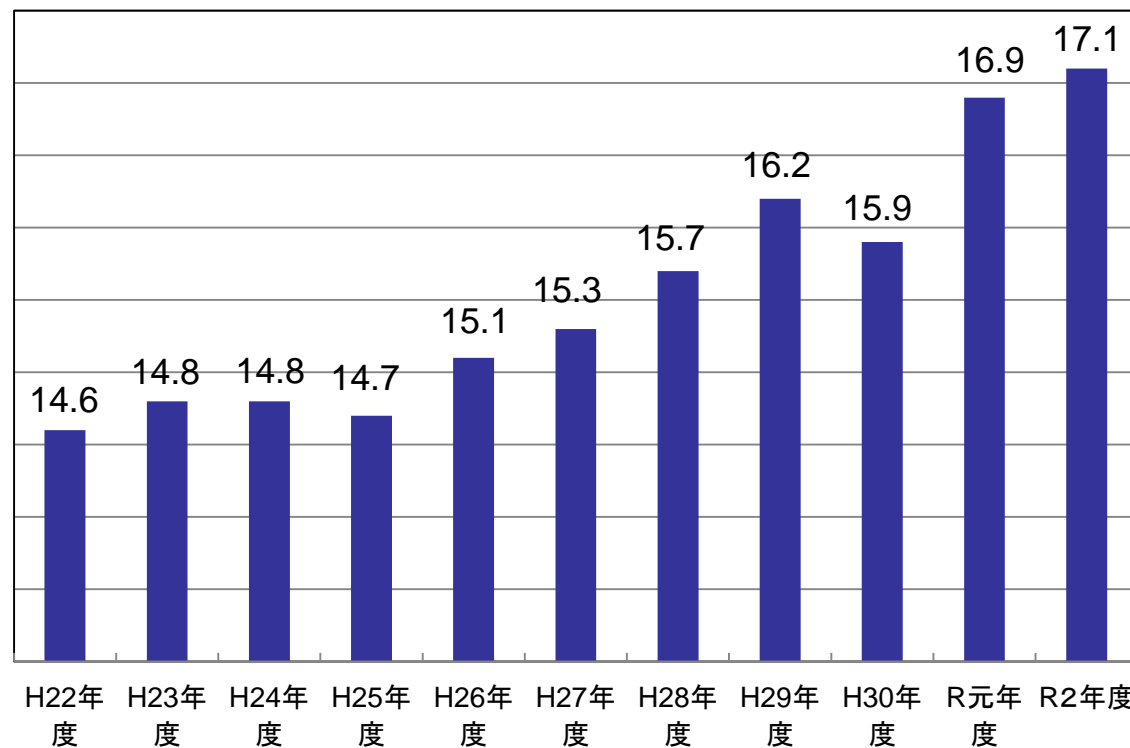
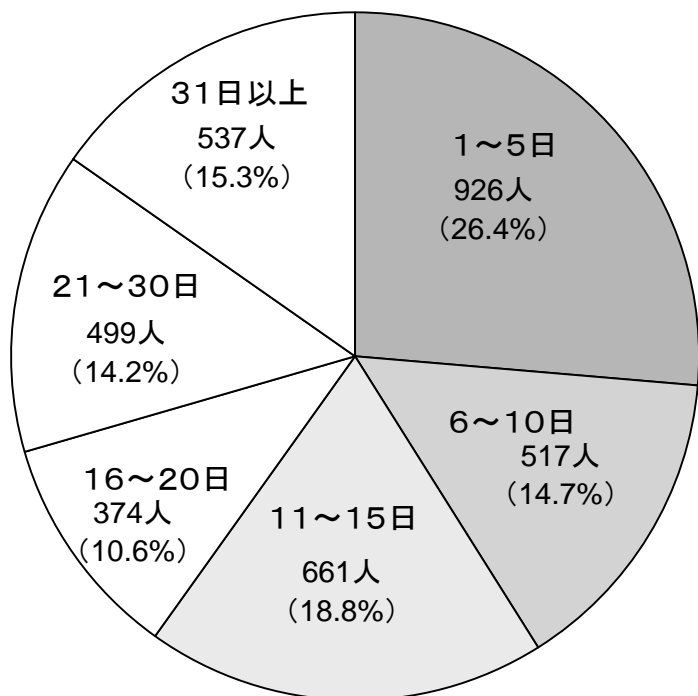
- 一時保護の平均在所日数は令和2年度は17.1日となっている。
- 平均在所日数の推移をみると、平成26年度から平成29年度にかけて増加したが、平成30年度に減少した後、令和元年度は再度増加した。

令和2年度 合計:3,514人(実人数)

(一時保護委託も含む。)

平均在所日数の推移

(日)



(厚生労働省家庭福祉課調べ)

一時保護された女性の一時保護後の主な状況

(令和2年度中の退所者：3,454人の内訳)

退 所 先		(R2年度)		(参考：R元年度)	
		人	%	人	%
施設	婦人保護施設	328	9.5	394	10.1
	母子生活支援施設	400	11.6	463	11.9
	その他の社会福祉施設	406	11.8	414	10.6
民間団体		290	8.4	134	3.4
自立		455	13.2	517	13.2
帰宅		531	15.4	599	15.3
帰郷(実家等)		498	14.4	639	16.4
知人・友人宅		140	4.1	167	4.3
病院		96	2.8	103	2.6
その他		310	9.0	473	12.1
計		3,454	100.0	3,903	100.0

※このほかに、同伴家族が2,439人いる。うち2,345人(96.1%)は女性と同じ移行先へ。

母子分離して児童相談所に保護された児童は64人(2.6%)、帰宅が4人(0.2%)、
 その他が26人(1.1%)。

一時保護委託の状況

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 委託契約施設数は、令和3年4月1日現在で333施設。
※各都道府県において委託契約を行っているため、同一施設が複数県から委託を受けていることがあり得る。
- 令和2年度における一時保護委託人数は、2,314人。
(女性本人1,136人、同伴家族1,178人)である。
- 女性本人の平均在所日数17.5日となっている。(一時保護委託ケース)

一時保護の委託契約施設数(令和3年4月1日現在)

施設区分	母子生活支援施設	民間シェルター	児童福祉施設 (注1)	障害者支援施設	婦人保護施設	老人福祉施設	保護施設	その他	合計
カ所数 (注2)	113 (112)	65 (69)	60 (54)	28 (29)	22 (21)	22 (25)	10 (11)	13 (10)	333 (331)

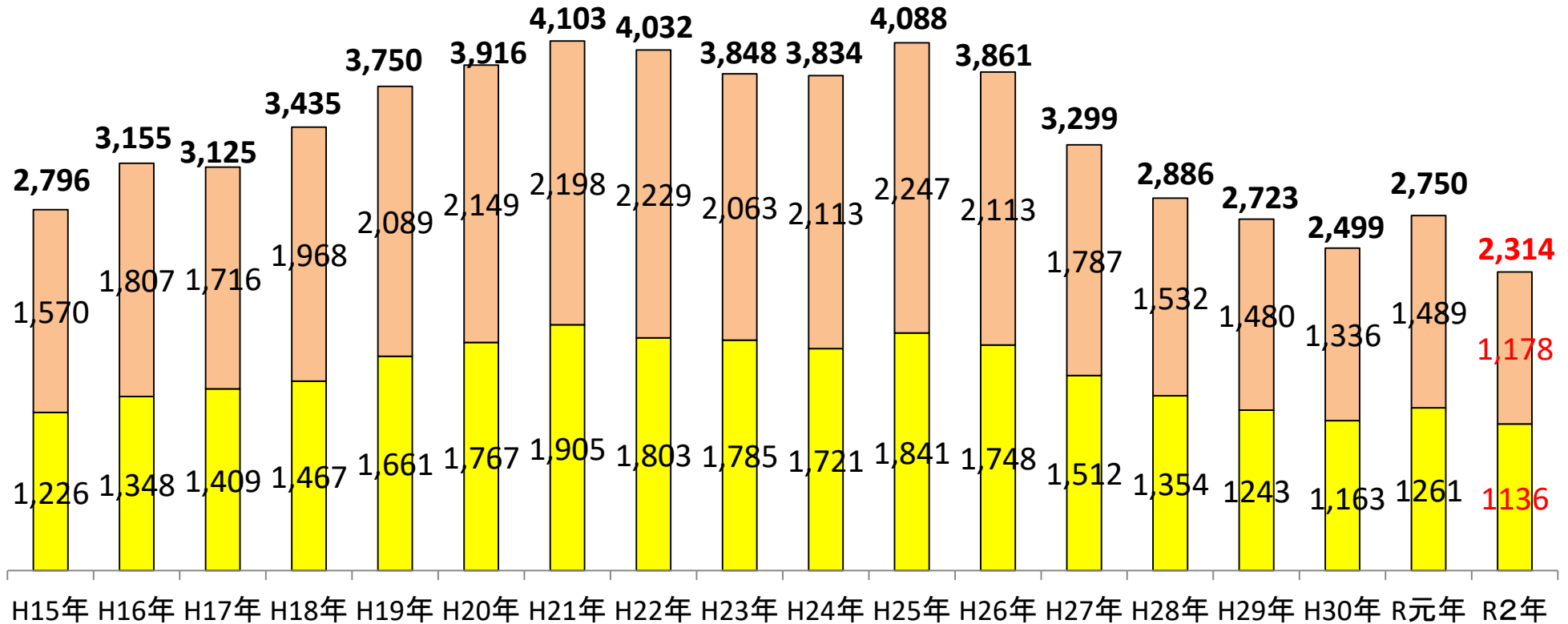
(注1) 母子生活支援施設を除く。(注2) ()内は、令和2年4月1日現在

一時保護委託の推移

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 平成15年度から平成21年度にかけて増加傾向にあり、その後は、横ばいの傾向であったが、平成26年度から減少傾向にある。

■ 一時保護された女性 ■ 同伴家族

(実人員)



(附票) 婦人相談所における一時保護委託状況(女性本人)

令和2年度

	一時保護人数									
	うち一時保護委託人数									計
	合計	婦人保護施設	母子生活支援施設	(児童福祉施設 母子生活支援施設 を除く)	保護施設	老人福祉施設	障害者支援施設	民間シェルター	その他	
北海道	157	0	10	0	0	0	0	86	0	96
青森県	16	0	2	0	0	0	0	0	0	2
岩手県	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城県	41	0	1	0	0	0	0	0	0	1
秋田県	21	0	8	0	0	0	0	0	0	8
山形県	18	0	1	1	0	0	0	0	0	2
福島県	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	75	0	2	0	0	0	0	0	0	2
栃木県	52	0	7	0	0	0	0	9	0	16
群馬県	29	0	0	0	0	0	0	1	0	1
埼玉県	59	0	0	0	0	0	0	12	0	12
千葉県	104	4	9	0	0	0	0	0	1	14
東京都	658	250	2	0	0	0	0	8	0	260
神奈川県	225	0	0	0	0	0	0	63	0	63
新潟県	24	0	10	0	0	0	0	0	0	10
富山県	53	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野県	12	0	3	2	0	0	0	0	0	5
岐阜県	56	0	16	0	0	0	0	0	0	16
静岡県	57	1	4	0	1	0	0	5	0	11
愛知県	138	21	45	0	0	0	0	0	0	66
三重県	46	15	8	0	0	0	0	0	0	23

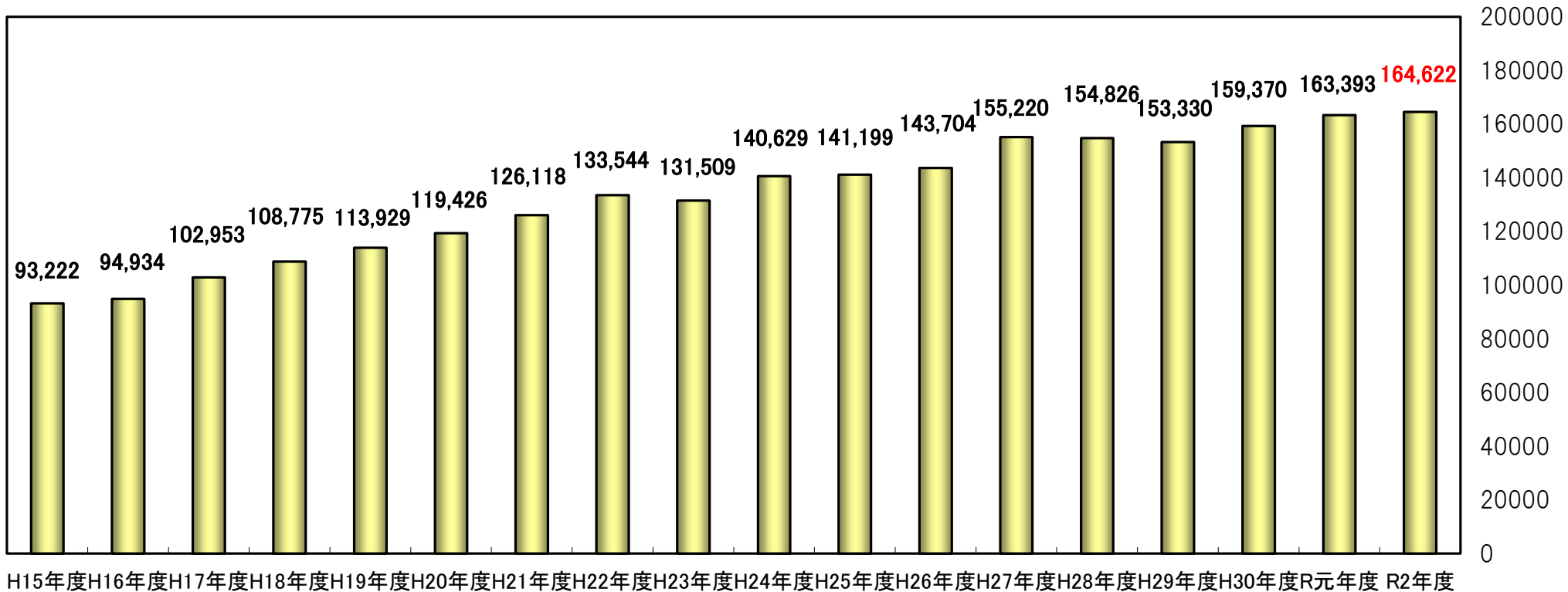
	一時保護人数									
	うち一時保護委託人数									計
	合計	婦人保護施設	母子生活支援施設	(児童福祉施設 母子生活支援施設 を除く)	保護施設	老人福祉施設	障害者支援施設	民間シェルター	その他	
滋賀県	67	0	23	0	0	0	0	0	0	23
京都府	139	0	2	0	0	0	0	1	0	3
大阪府	344	182	64	0	1	4	0	8	0	259
兵庫県	165	49	1	0	0	0	0	6	0	56
奈良県	57	0	8	0	0	0	0	0	0	8
和歌山県	55	0	3	0	0	0	0	0	0	3
鳥取県	36	0	13	0	0	0	0	9	0	22
島根県	17	0	0	1	0	0	0	0	0	1
岡山県	61	0	0	0	0	0	0	2	0	2
広島県	94	18	17	0	0	0	0	2	0	37
山口県	14	0	1	0	0	0	0	2	0	3
徳島県	15	0	1	0	0	0	0	1	0	2
香川県	51	0	1	0	0	0	0	0	0	1
愛媛県	25	0	1	0	0	0	0	0	0	1
高知県	31	0	1	0	0	0	0	0	0	1
福岡県	120	16	53	0	0	0	0	5	0	74
佐賀県	26	2	2	0	0	0	0	0	0	4
長崎県	58	0	0	1	0	0	0	0	0	1
熊本県	36	0	4	0	0	0	0	0	0	4
大分県	41	0	12	1	0	0	0	0	0	13
宮崎県	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	10	1	0	0	0	0	0	0	0	1
沖縄県	54	3	3	0	0	1	0	2	0	9
合計	3,514	562	338	6	2	5	0	222	1	1136

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

2. 婦人相談員について

婦人相談員による相談の状況(実人員)

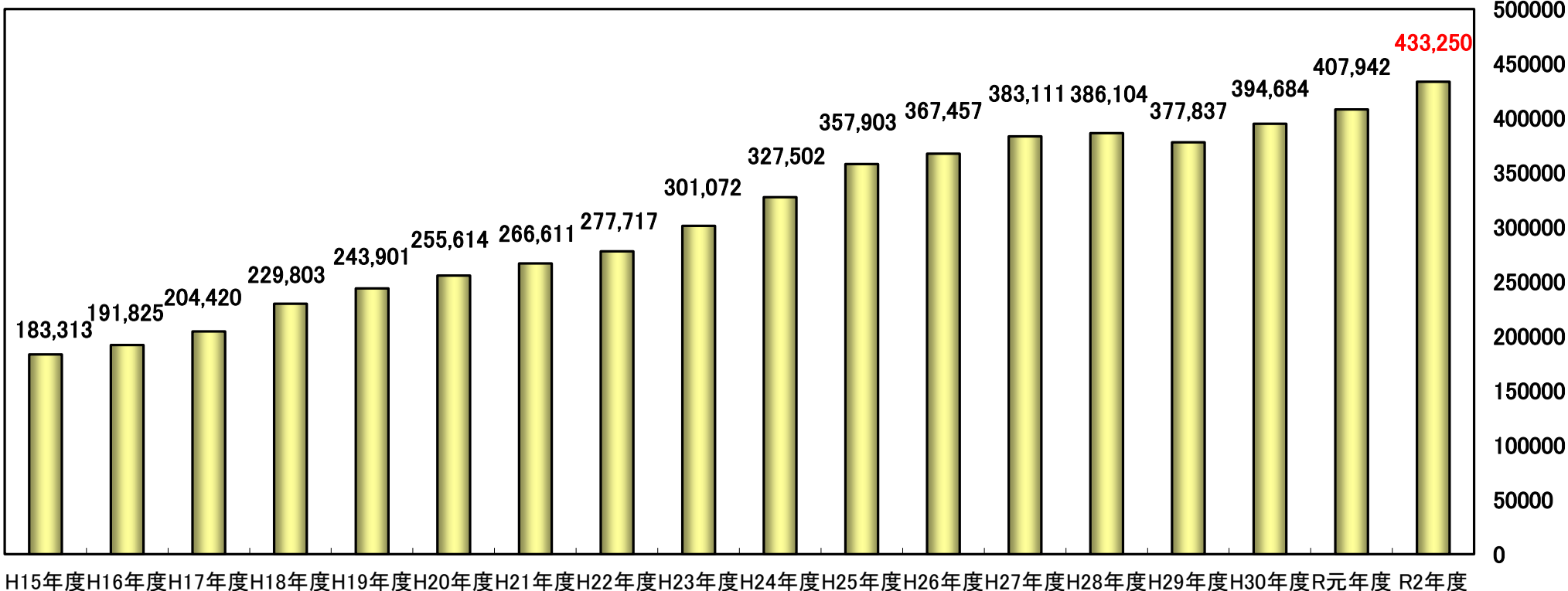
- 婦人相談員が受け付けた相談実人員(来所相談及び電話相談等)は、増加傾向となっている。
- DV防止法全面施行の平成14年度(93,574件)と比較すると、令和2年度の相談実人員は、約1.76倍の増加となっている。



※婦人相談所に配置された婦人相談員を除く。

婦人相談員による相談の状況(延べ件数)

- 婦人相談員が受け付けた相談延べ件数(来所相談及び電話相談等)は、年々増加している。
- DV防止法全面施行の平成14年度(174,704件)と比較すると、令和2年度の相談延べ件数は、約2.48倍の伸びとなっている。



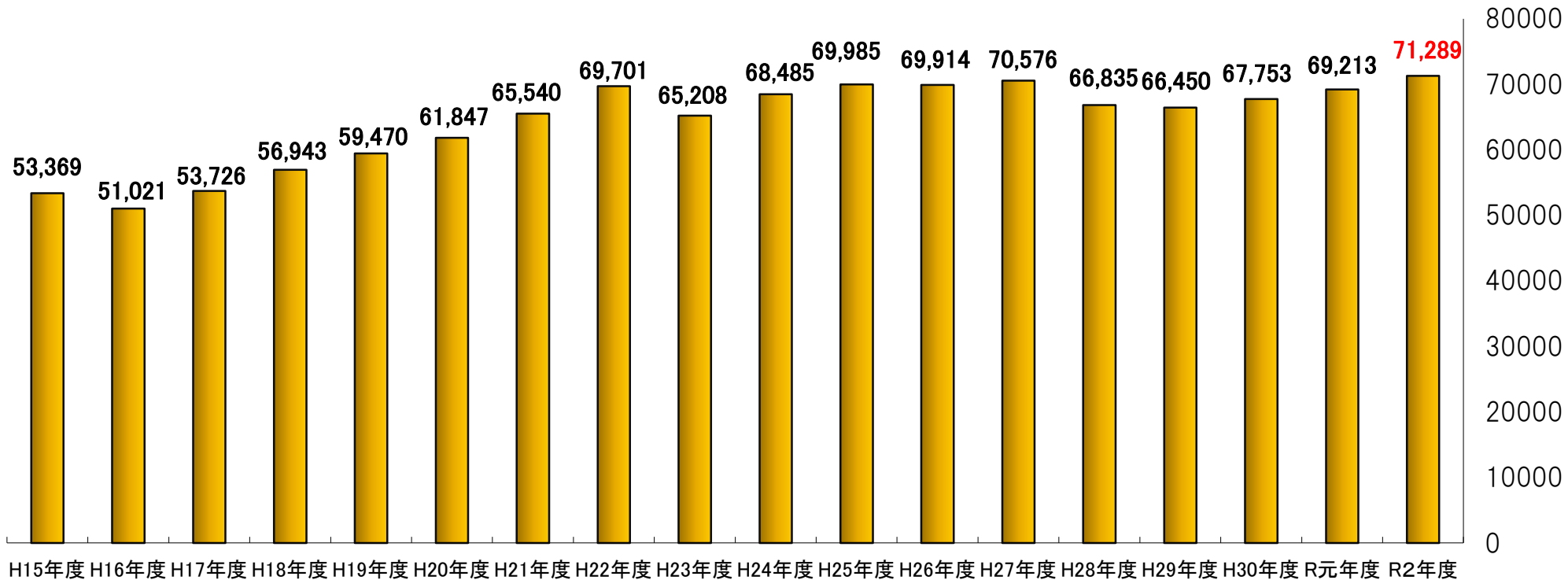
※婦人相談所に配置された婦人相談員を除く。

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

婦人相談員による来所相談人数の推移(実人員)

○来所相談件数は、平成22年度から横ばい傾向にある。

※婦人相談所以外の福祉事務所等に配置されている婦人相談員が受けた来所相談人数

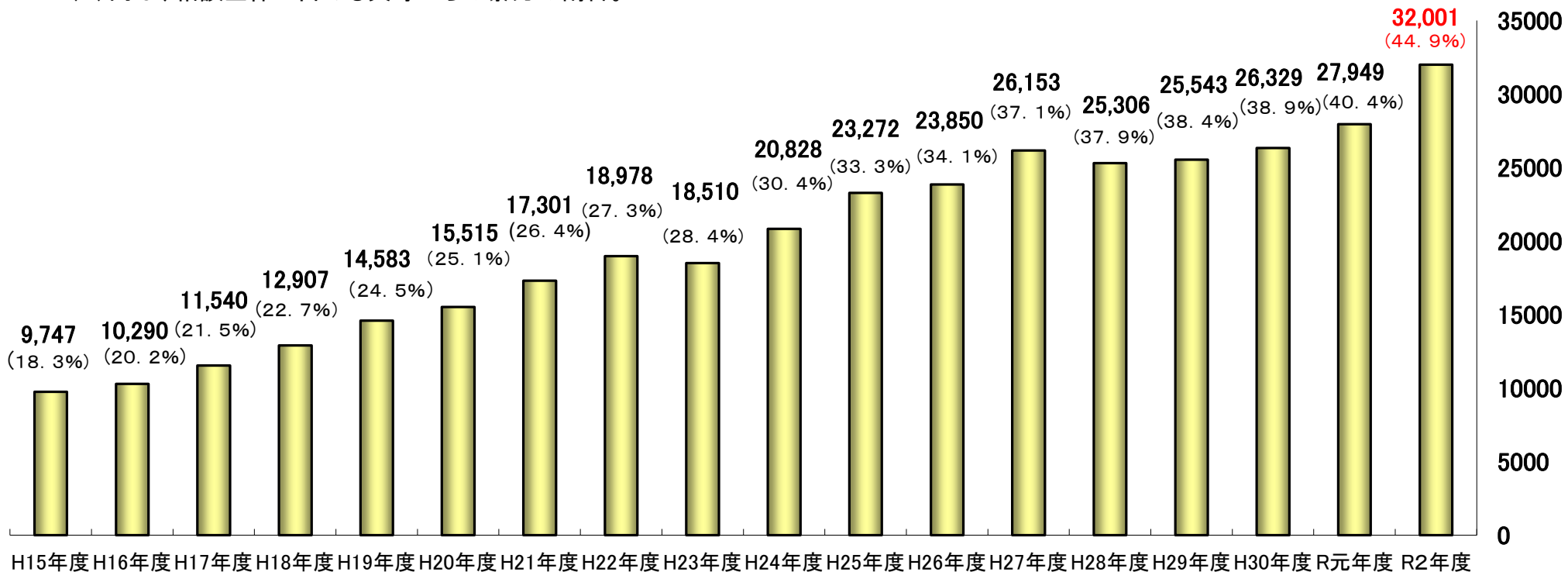


婦人相談員による相談人数の推移(実人員)

(夫等からの暴力の相談人数及び相談全体に占める割合(来所相談))

○婦人相談員における夫等からの暴力の相談人数の相談全体に占める割合は年々増加している。

※()内は、相談全体に占める夫等からの暴力の割合。

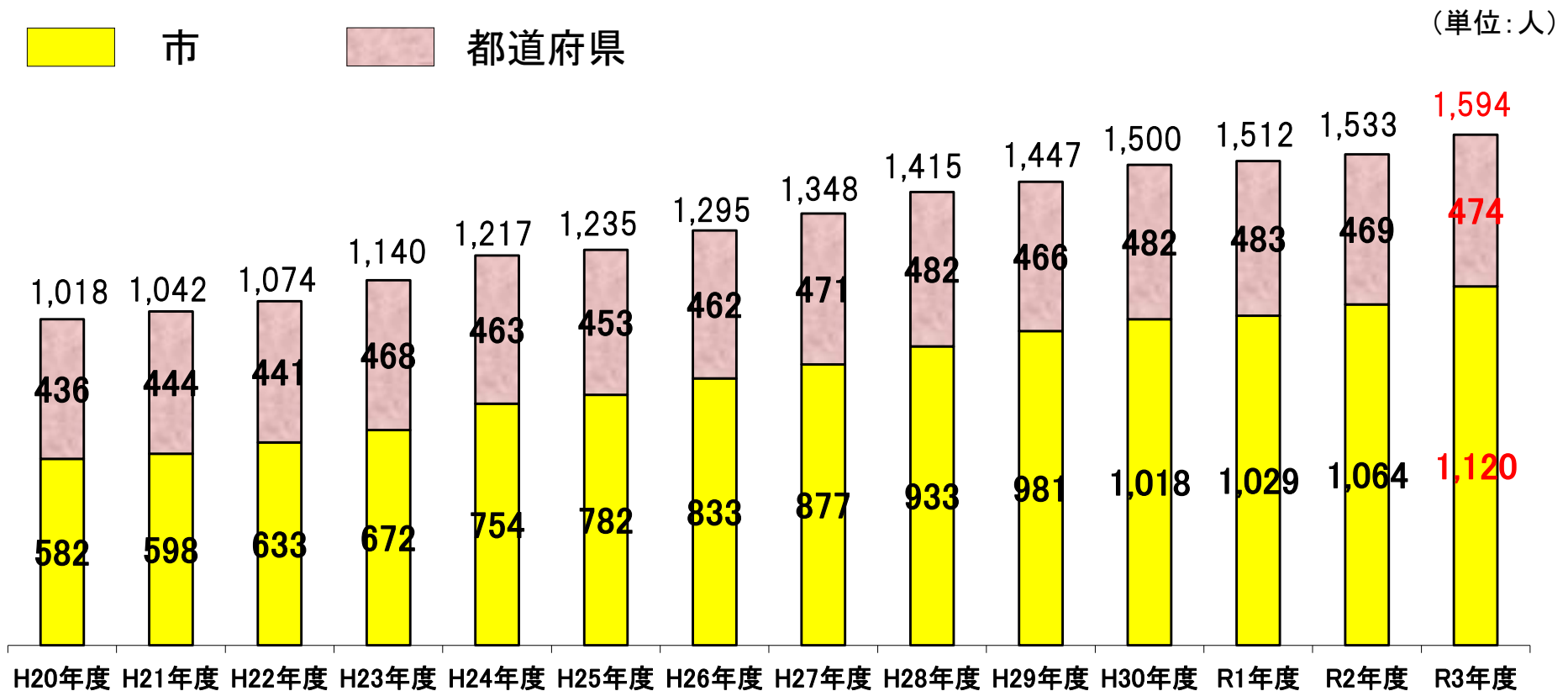


(厚生労働省家庭福祉課調べ)

婦人相談員の推移

○婦人相談員は、都道府県及び市から委嘱され、夫等からの暴力を始めとした女性の様々な相談に対応している。

○婦人相談員の員数は毎年少しずつ増加しているが、特に市の増加率が高い。



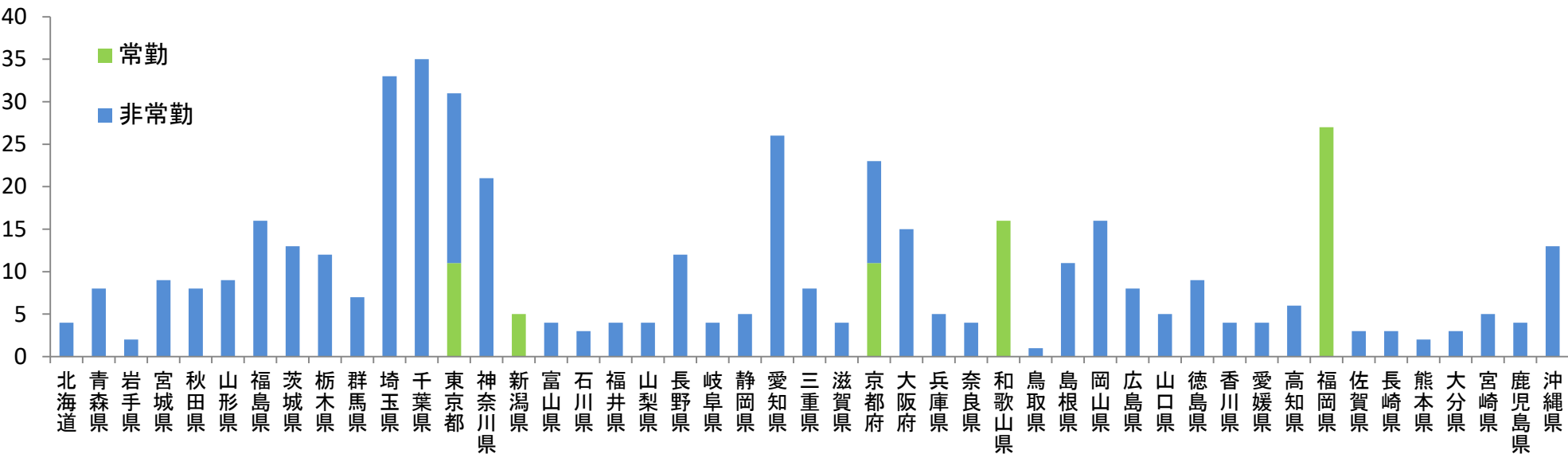
令和3年4月1日現在

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

婦人相談員の都道府県別委嘱状況

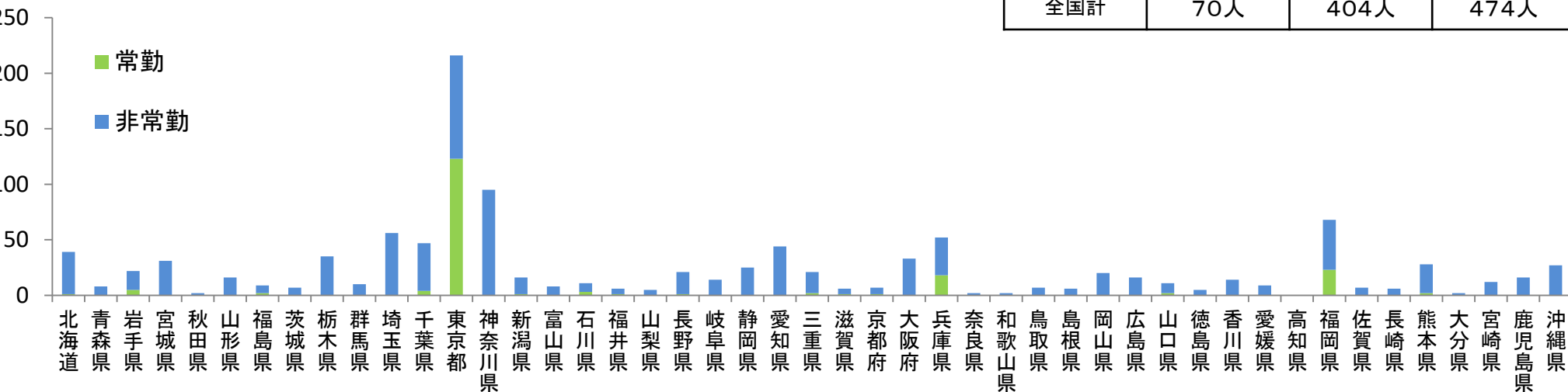
(県)

■ 常勤
■ 非常勤



(市)

■ 常勤
■ 非常勤



	常勤	非常勤	合計
全国計	70人	404人	474人

	常勤	非常勤	合計
全国計	190人	930人	1,120人

令和3年4月1日現在

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

婦人相談員の配置状況と在職年数

○総数1,594人のうち260人、16.3%が常勤となっている。

(常勤の配置は特定の都道府県に偏っている)

○3年未満の相談員が都道府県では40.5%、市では43.5%を占めている。

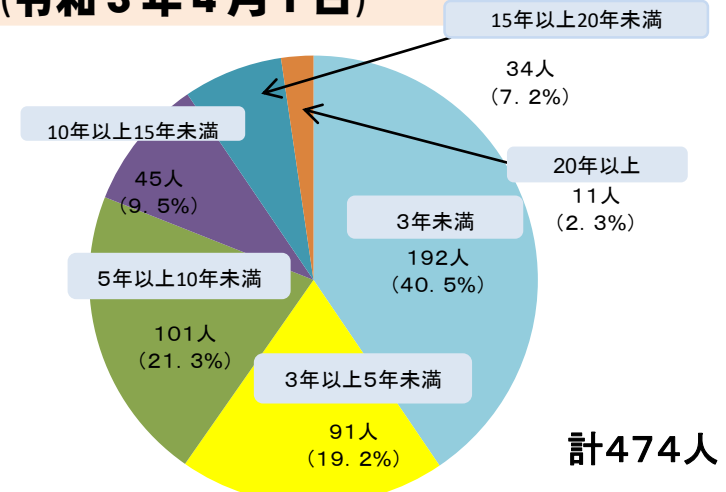
配置状況(令和3年4月1日)

	県	市	合計		県	市	合計
北海道	4	39	43	滋賀県	4	6	10
青森県	8	8	16	京都府	23	7	30
岩手県	2	22	24	大阪府	15	33	48
宮城県	9	31	40	兵庫県	5	52	57
秋田県	8	2	10	奈良県	4	2	6
山形県	9	16	25	和歌山県	16	2	18
福島県	16	9	25	鳥取県	1	7	8
茨城県	13	7	20	島根県	11	6	17
栃木県	12	35	47	岡山県	16	20	36
群馬県	7	10	17	広島県	8	16	24
埼玉県	33	56	89	山口県	5	11	16
千葉県	35	47	82	徳島県	9	5	14
東京都	31	216	247	香川県	4	14	18
神奈川県	21	95	116	愛媛県	4	9	13
新潟県	5	16	21	高知県	6	0	6
富山県	4	8	12	福岡県	27	68	95
石川県	3	11	14	佐賀県	3	7	10
福井県	4	6	10	長崎県	3	6	9
山梨県	4	5	9	熊本県	2	28	30
長野県	12	21	33	大分県	3	2	5
岐阜県	4	14	18	宮崎県	5	12	17
静岡県	5	25	30	鹿児島県	4	16	20
愛知県	26	44	70	沖縄県	13	27	40
三重県	8	21	29	合計	474	1,120	1,594

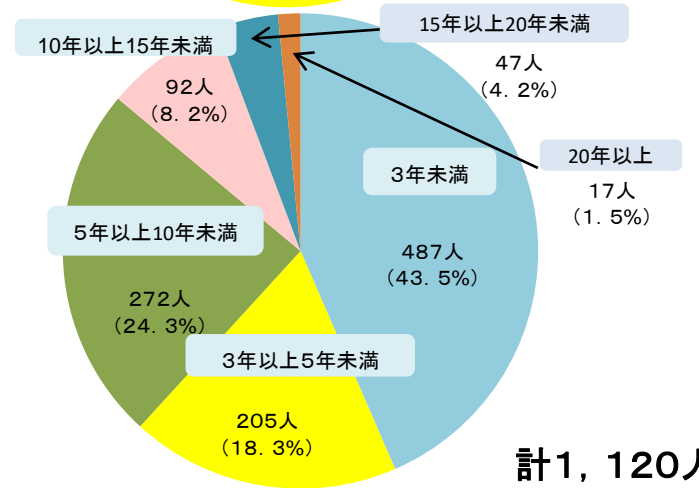
(単位:人)

在職年数(令和3年4月1日)

(県)



(市)



婦人相談員の配置状況

令和3年4月1日現在

都道府県	都道府県知事 による委嘱	市長による委嘱	計	市区数 (A)	婦人相談員 配置市区数(B)	配置率 (B/A%)
1 北海道	4	39	43	35	12	34.3%
2 青森	8	8	16	10	5	50.0%
3 岩手	2	22	24	14	14	100.0%
4 宮城	9	31	40	14	4	28.6%
5 秋田	8	2	10	13	1	7.7%
6 山形	9	16	25	13	13	100.0%
7 福島	16	9	25	13	5	38.5%
8 茨城	13	7	20	32	4	12.5%
9 栃木	12	35	47	14	14	100.0%
10 群馬	7	10	17	12	5	41.7%
11 埼玉	33	56	89	40	16	40.0%
12 千葉	35	47	82	37	14	37.8%
13 東京	31	216	247	49	49	100.0%
14 神奈川	21	95	116	19	18	94.7%
15 新潟	5	16	21	20	6	30.0%
16 富山	4	8	12	10	4	40.0%
17 石川	3	11	14	11	5	45.5%
18 福井	4	6	10	9	5	55.6%
19 山梨	4	5	9	13	2	15.4%
20 長野	12	21	33	19	14	73.7%
21 岐阜	4	14	18	21	9	42.9%
22 静岡	5	25	30	23	17	73.9%
23 愛知	26	44	70	38	8	21.1%
24 三重	8	21	29	14	14	100.0%
25 滋賀	4	6	10	13	6	46.2%
26 京都	23	7	30	15	4	26.7%
27 大阪	15	33	48	33	12	36.4%
28 兵庫	5	52	57	29	18	62.1%
29 奈良	4	2	6	12	1	8.3%
30 和歌山	16	2	18	9	1	11.1%
31 鳥取	1	7	8	4	4	100.0%
32 島根	11	6	17	8	2	25.0%
33 岡山	16	20	36	15	4	26.7%
34 広島	8	16	24	14	10	71.4%
35 山口	5	11	16	13	9	69.2%
36 徳島	9	5	14	8	3	37.5%
37 香川	4	14	18	8	8	100.0%
38 愛媛	4	9	13	11	6	54.5%
39 高知	6	0	6	11	0	0.0%
40 福岡	27	68	95	29	11	37.9%
41 佐賀	3	7	10	10	5	50.0%
42 長崎	3	6	9	13	4	30.8%
43 熊本	2	28	30	14	14	100.0%
44 大分	3	2	5	14	1	7.1%
45 宮崎	5	12	17	9	4	44.4%
46 鹿児島	4	16	20	19	8	42.1%
47 沖縄	13	27	40	11	11	100.0%
合計	474	1120	1594	815	404	49.6%

婦人相談員の配置状況(機関別)

令和3年4月1日現在

	本 庁	支庁・ 地方事務所	福祉事務所	婦人相談所	その他	計 (人)
都道府県	9	66	148	221	30	474
市	329	27	664	0	100	1,120
計	338	93	812	221	130	1,594

※東京都特別区(23区)を含む。

※婦人相談員については、売春防止法第35条の規定により、都道府県知事は委嘱するものとし、市長は委嘱することができることされている。

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

3. 婦人保護施設について

婦人保護施設の都道府県別設置状況

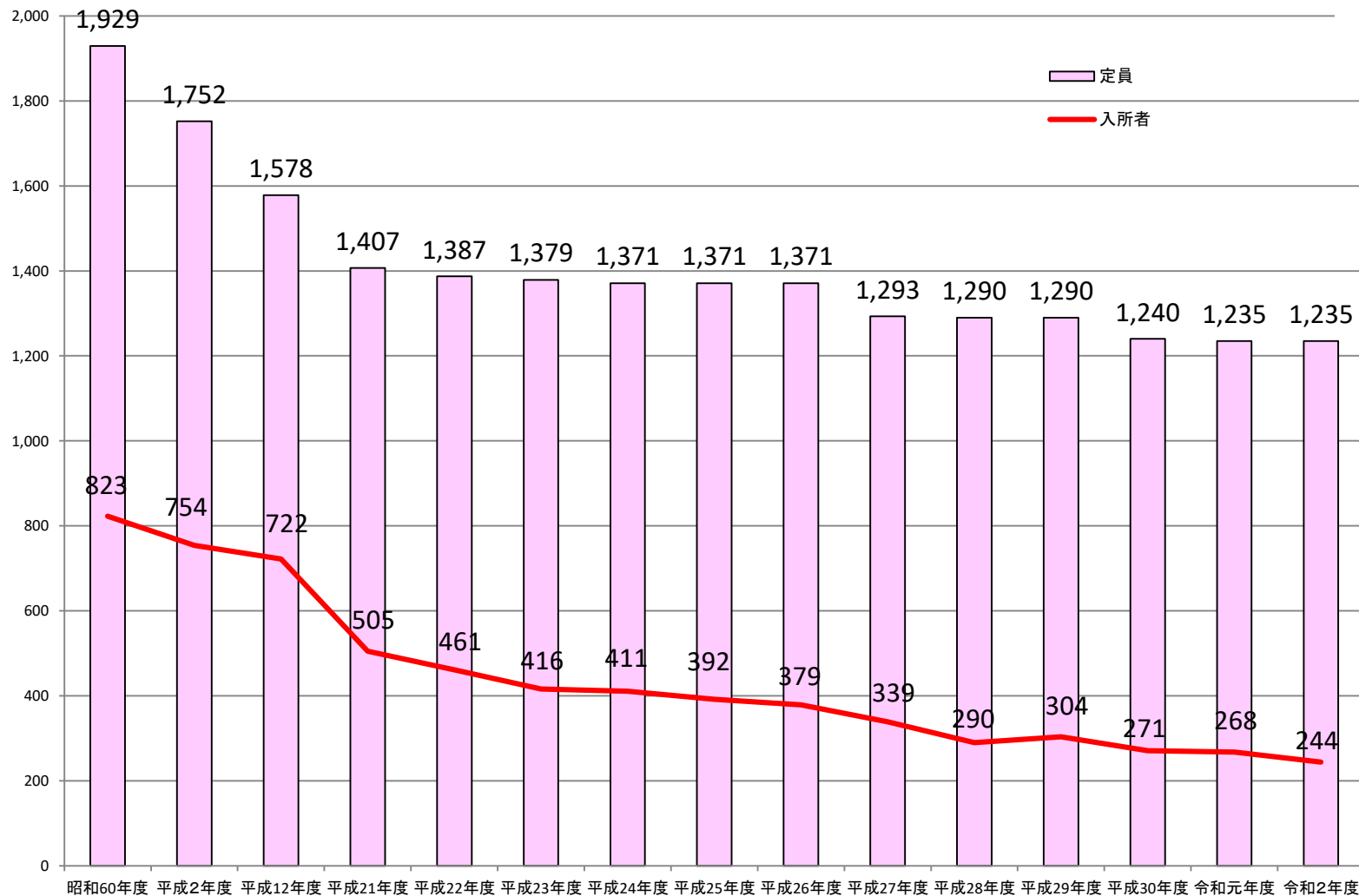
令和3年4月1日現在

都道府県名	名 称	設置運営
北海道	北海道立女性相談援助センター	公設公営
青森	—	—
岩手	社会福祉法人岩手県同胞援護会 桐の苑	民設民営
宮城	宮城県コスモスハウス	公設民営
秋田	秋田県陽光園	公設民営
山形	金谷寮	公設公営
福島	福島県女性のための相談支援センター	公設公営
茨城	茨城県立若葉寮	公設公営
栃木	とちぎ男女共同参画センター	公設公営
群馬	三山寮	公設公営
埼玉	埼玉県婦人相談センター	公設公営
千葉	婦人保護施設 望みの門学園	民設民営
	かいた婦人の村	民設民営
東京	救世軍新生寮	民設民営
	いこいの家	民設民営
	いずみ寮	民設民営
	救世軍婦人寮	民設民営
	慈愛寮	民設民営
神奈川	神奈川県女性保護施設 さつき寮	公設民営
新潟	新潟県あかしや寮	公設公営
富山	—	—
石川	石川県白百合寮	公設公営
福井	福井県若草寮	公設公営
山梨	山梨県婦人保護施設	公設公営
長野	婦人保護施設 県立ときわぎ寮	公設公営
岐阜	岐阜県立千草寮	公設民営
静岡	静岡県婦人保護施設 清流荘	公設民営
愛知	愛知県立白菊荘	民設民営
	愛知県立成願荘	民設民営

都道府県名	名 称	設置運営
三重	婦人保護施設あかつき寮	民設民営
滋賀	滋賀県中央子ども家庭相談センター	公設公営
京都	京都府家庭支援総合センター	公設公営
大阪	大阪府立女性自立支援センター あゆみ寮	公設民営
	” のぞみ寮	公設民営
兵庫	神戸婦人寮	民設民営
	姫路婦人寮	民設民営
奈良	—	—
和歌山	和歌山県女性保護施設なぐさホーム	公設公営
鳥取	—	—
島根	—	—
岡山	(休止中)岡山県福祉相談センター	公設公営
広島	シャロン・ハウス	民設民営
山口	山口県大内寮	公設公営
徳島	徳島県立婦人保護施設しらぎく寮	公設公営
香川	玉藻寮	公設公営
愛媛	愛媛県立さつき寮	公設公営
高知	—	—
福岡	アベニール福岡	公設民営
佐賀	婦人保護施設 たちばな	民設民営
長崎	県立清和寮	公設公営
熊本	—	—
大分	大分県婦人寮	公設公営
宮崎	宮崎県立きりしま寮	公設公営
鹿児島	婦人保護施設フェリオ鹿児島	民設民営
沖縄	うるま婦人寮	公設民営
	全国47か所	

婦人保護施設の入所者数及び定員の推移

(単位:人)



○婦人保護施設の入所者数及び定員は年々少しずつ減少してきている。

○定員に対する充足率も低下してきている。

昭和60年

42.7%



令和2年度

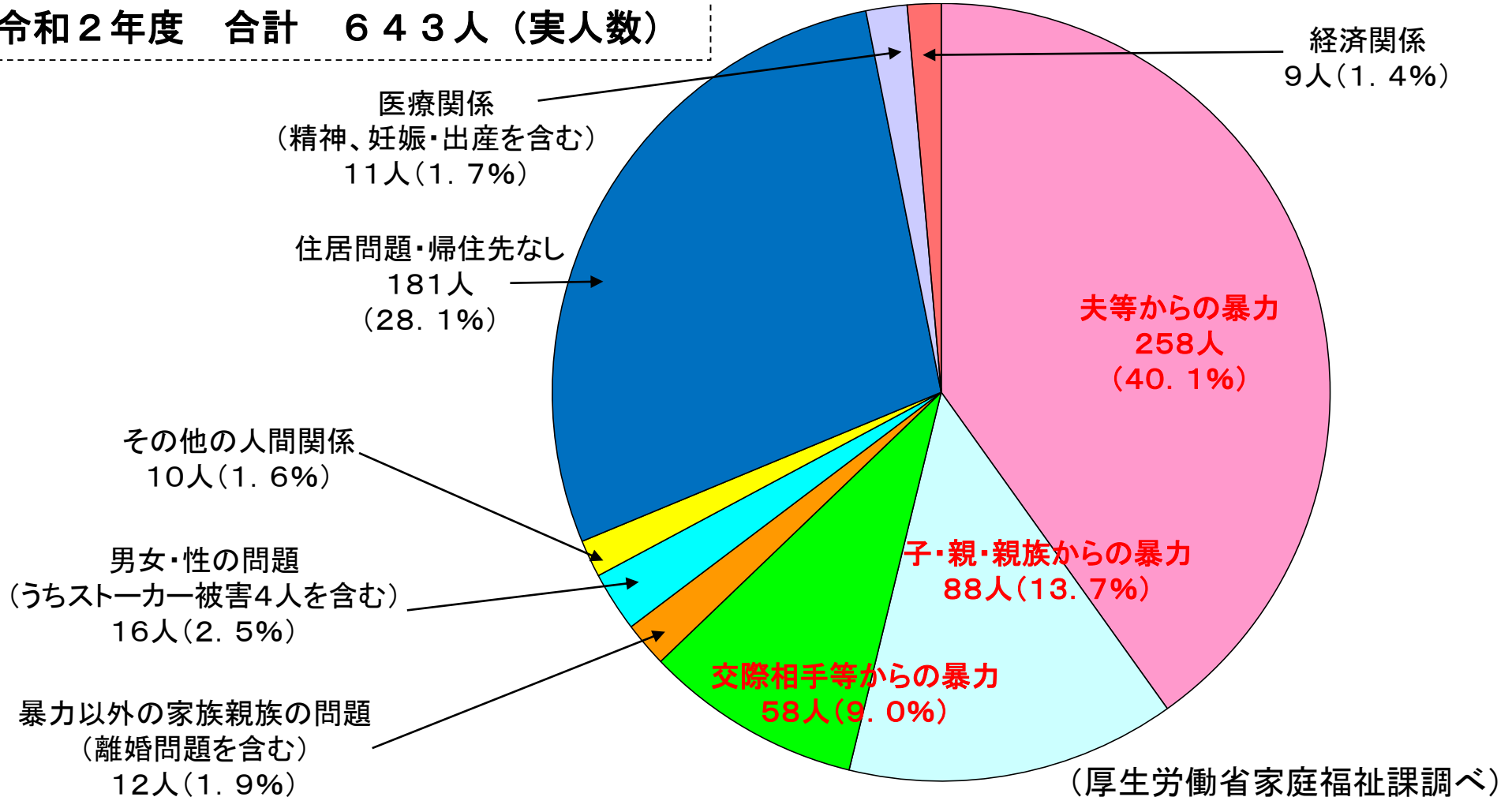
19.8%

注) 入所者のうち、平成17年度までは10/1時点、平成17年度以降は年間平均入所者数は年間平均入所者数

婦人保護施設における在所者の入所理由

- 「夫等からの暴力」を理由とする入所者が全体の40.1%となっている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つの暴力被害による入所者が全体の62.8%を占めている。
- ※ なお、在所者643人のほかに、同伴家族261人(うち同伴児童258人)が入所している。
- ※ 在所者643人の平均在所日数は、138.6日

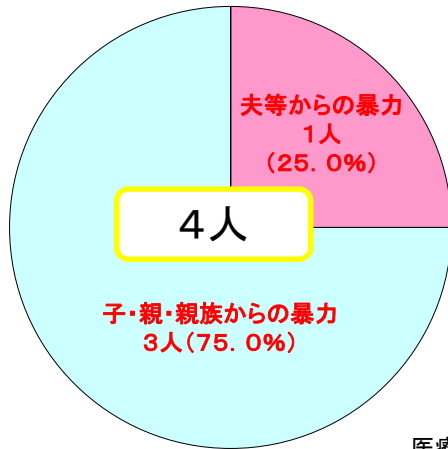
令和2年度 合計 643人 (実人数)



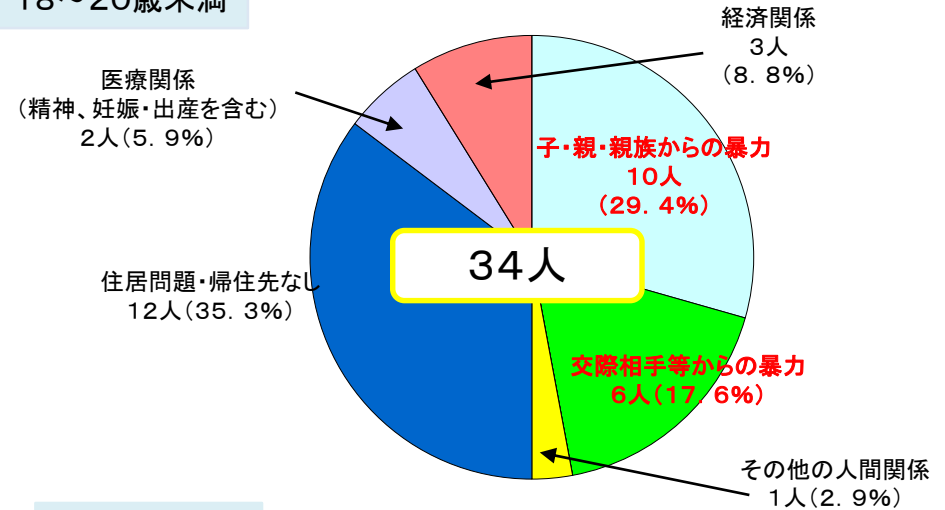
婦人保護施設における在所者の入所理由（年齢別）

- 18歳未満は、全体の0.6%。保護理由では、子・親・親族からの暴力75.0%、夫等からの暴力25.0%となっている。
- 18歳以上20歳未満は、全体の5.3%。保護理由では、住居問題・帰宅先なし35.3%、子・親・親族からの暴力29.4%の順が多い。
- 20歳以上40歳未満は、全体の47.4%と最も多い。保護理由では、夫等からの暴力39.3%、住居問題・帰宅先なし27.2%の順が多い。
- 40歳以上は、全体の46.7%。保護理由では、夫等からの暴力45.7%、住居問題・帰宅先なし28.7%の順が多い。

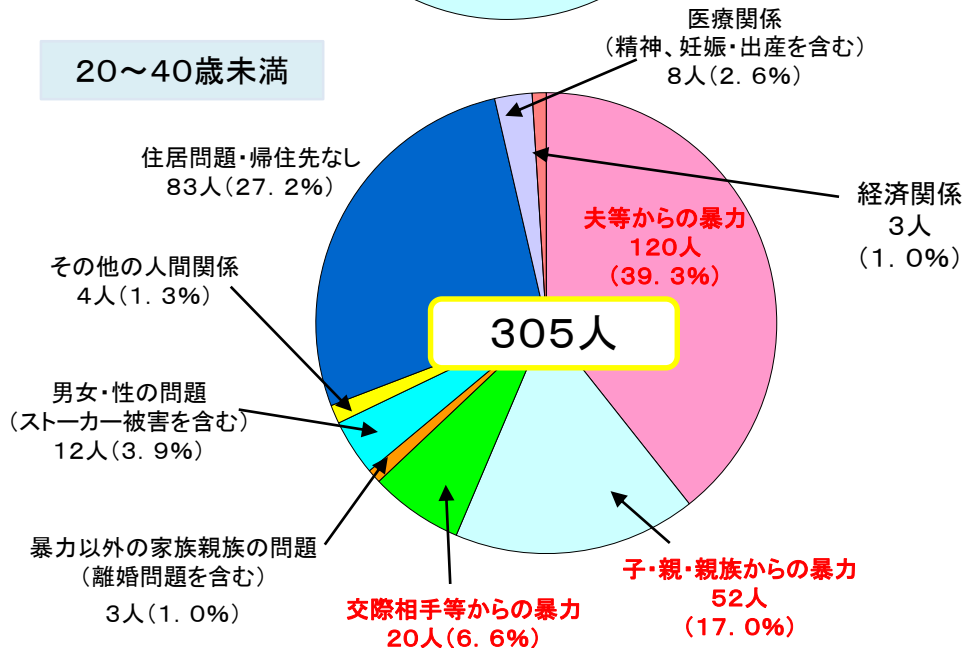
18歳未満



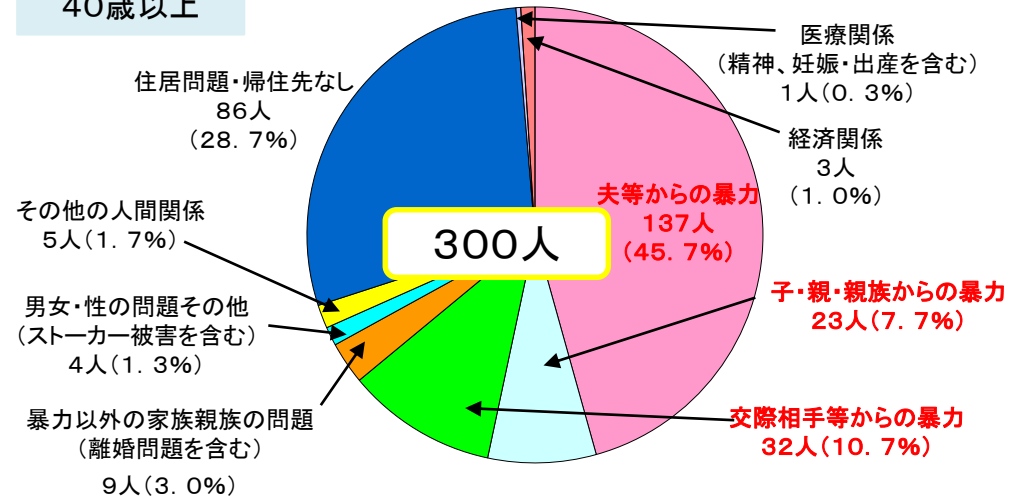
18～20歳未満



20～40歳未満



40歳以上



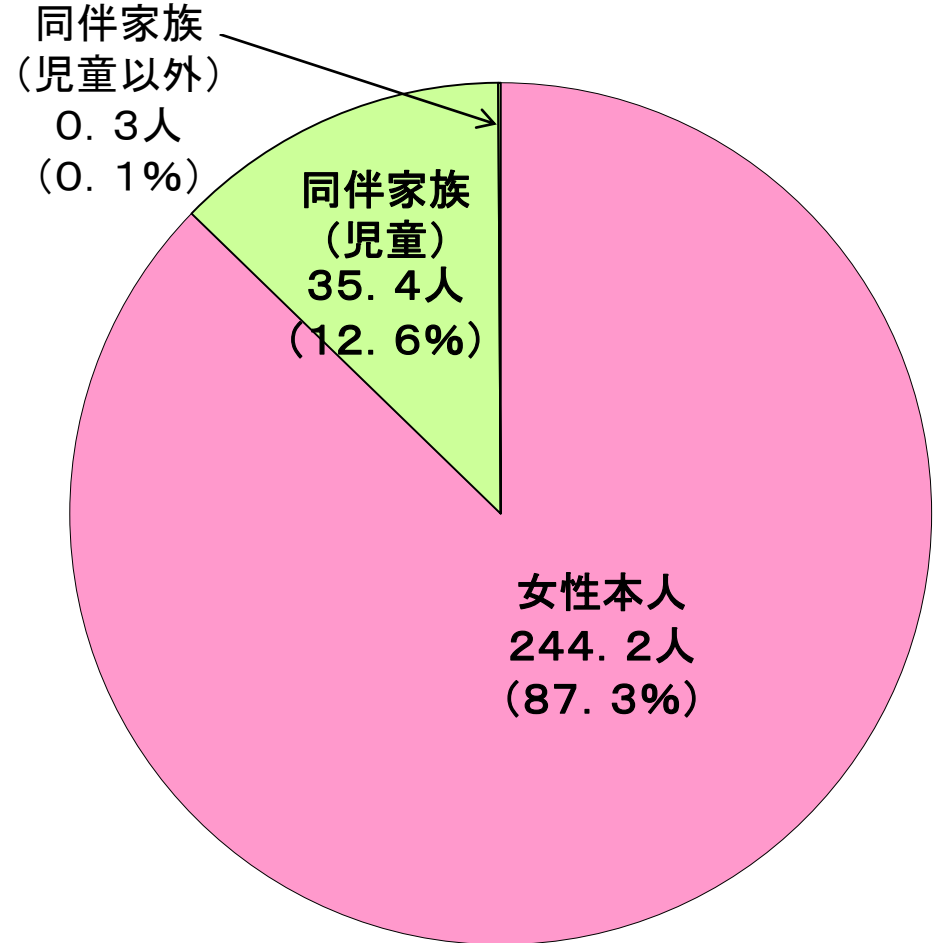
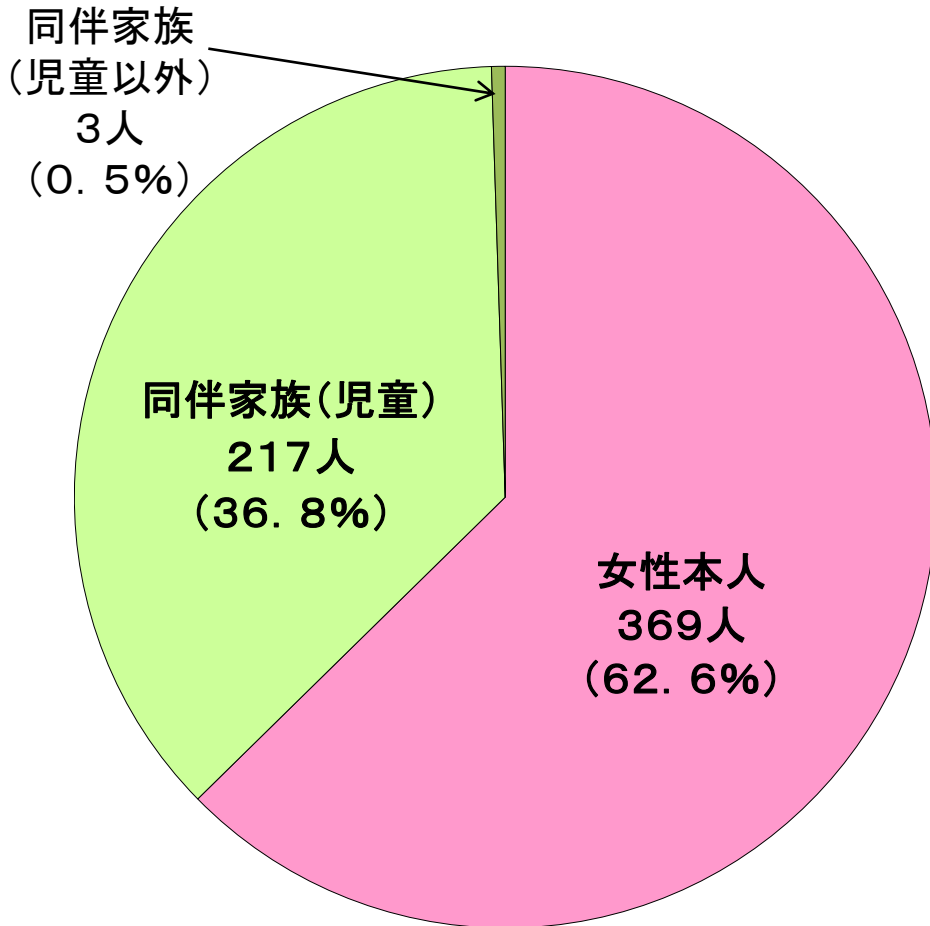
※年齢不明:0人
(厚生労働省家庭福祉課調べ)

婦人保護施設における同伴家族の割合

婦人保護施設の新規入所者数では、同伴児童が36.8%を占めるが、平均在所人数で見ると同伴児童は12.6%となっている。

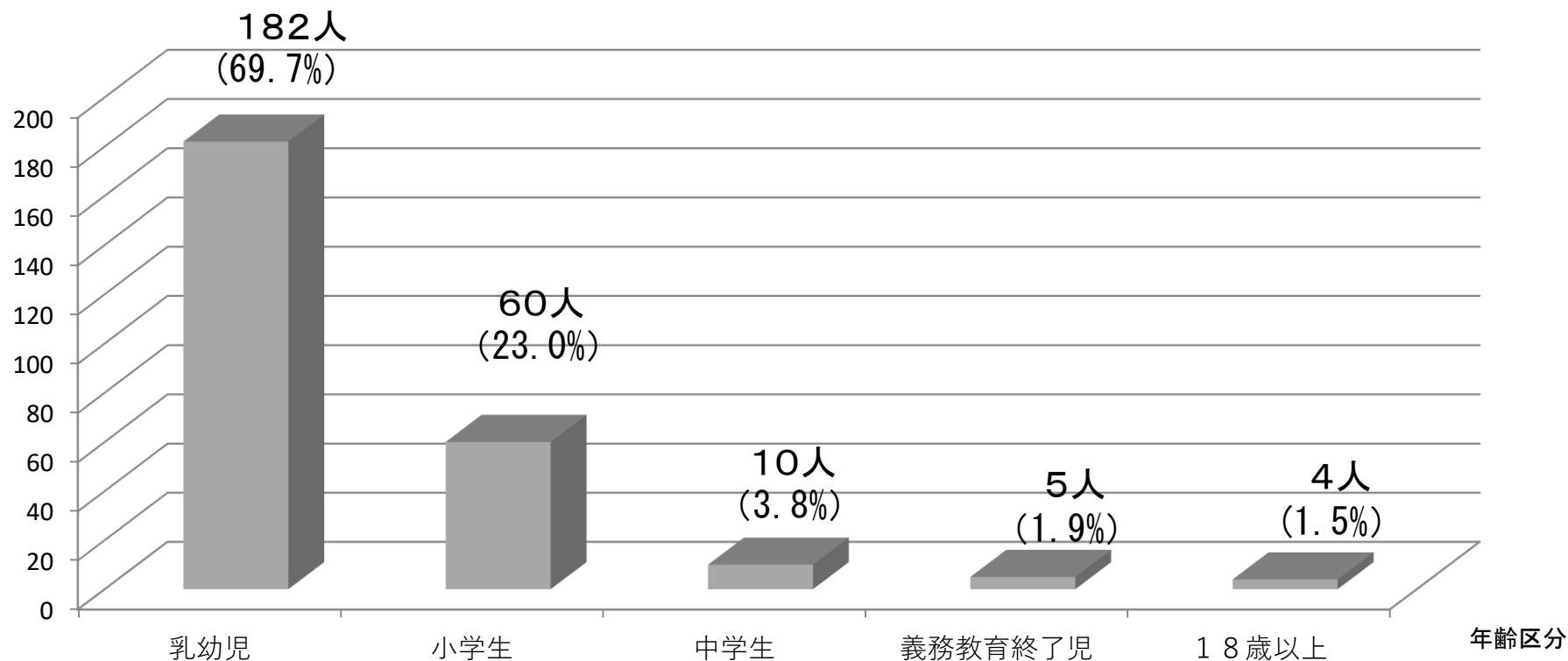
令和2年度婦人保護施設新規入所者 589人

令和2年度婦人保護施設平均在所人数 279.8人



婦人保護施設における同伴家族の状況(令和2年度)

○約7割が乳幼児。約2割が小学生。同伴家族の約98%が18歳未満の児童。



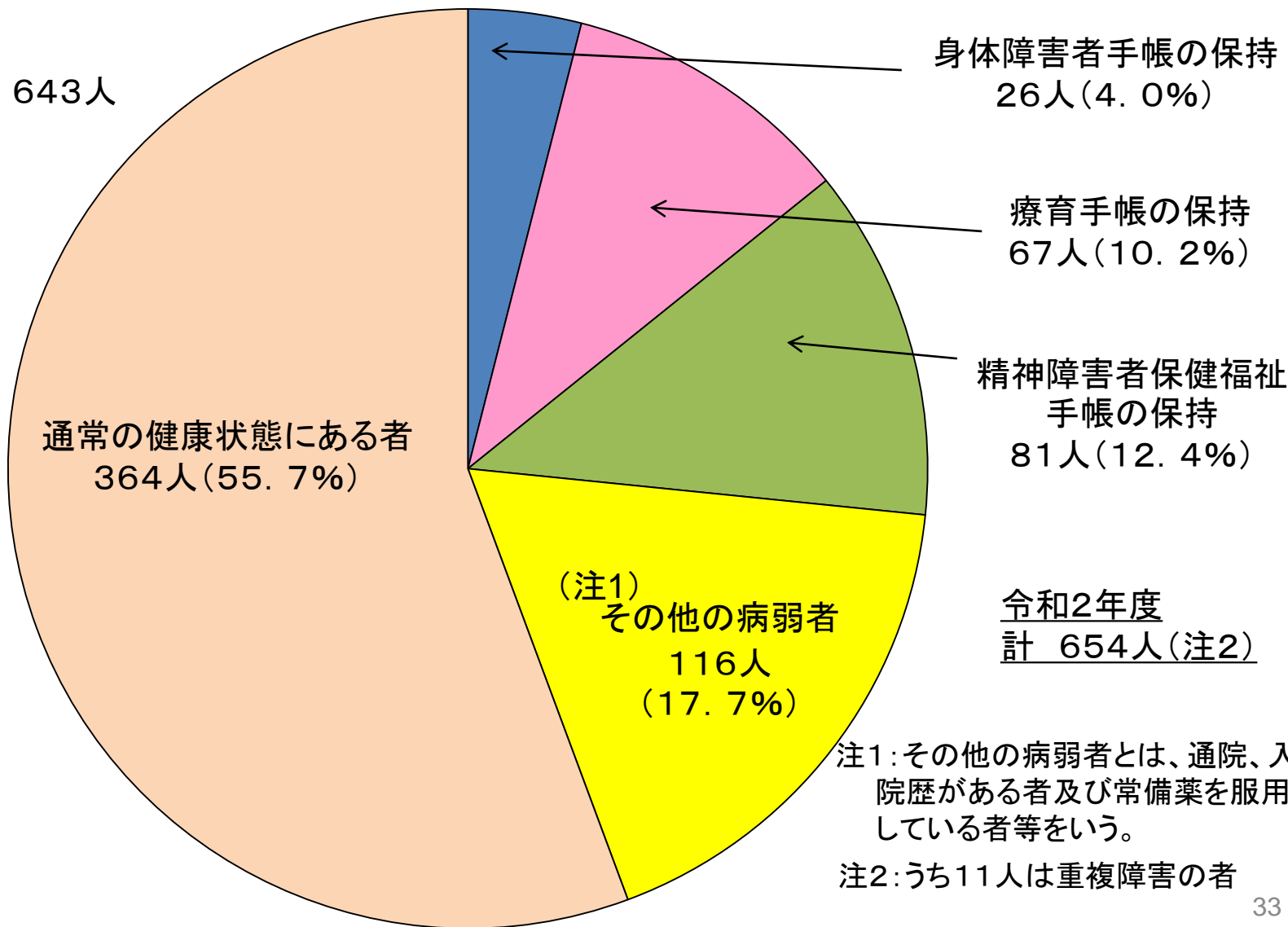
合計:261人(実人数)

(厚生労働省家庭福祉課調べ)

婦人保護施設入所者の心身の状況

○入所者のうち、半数近くの女性が、何らかの障害あるいは病気を抱えている。

(参考)令和2年度
婦人保護施設入所者数 643人



注1:その他の病弱者とは、通院、入院歴がある者及び常備薬を服用している者等をいう。
注2:うち11人は重複障害の者

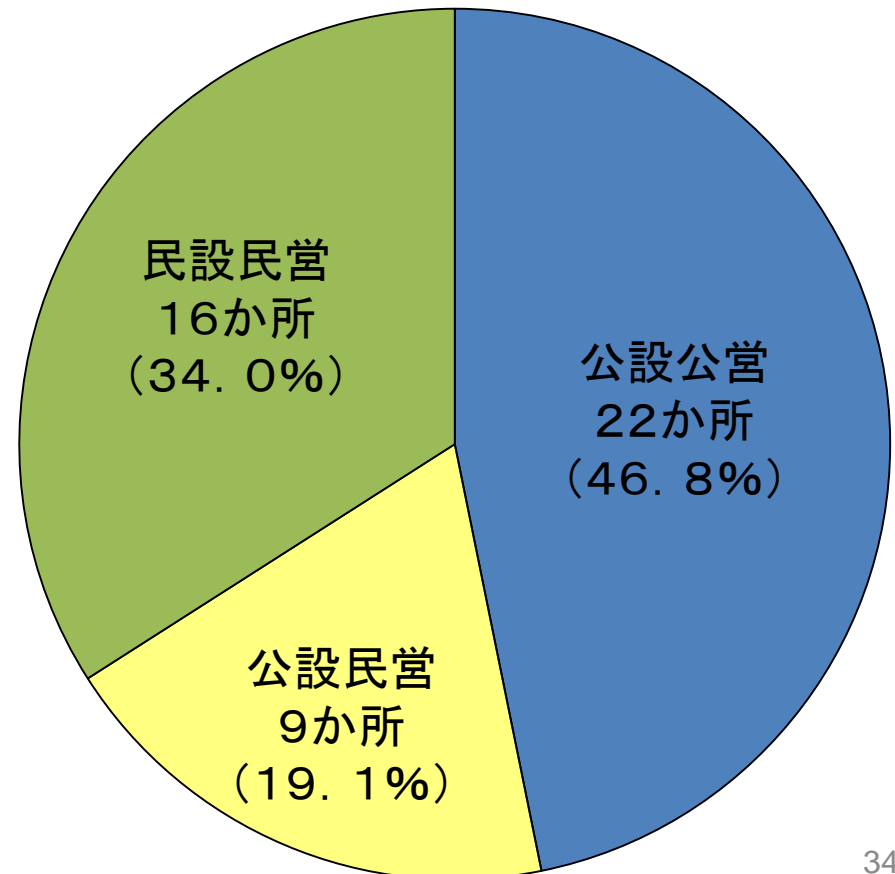
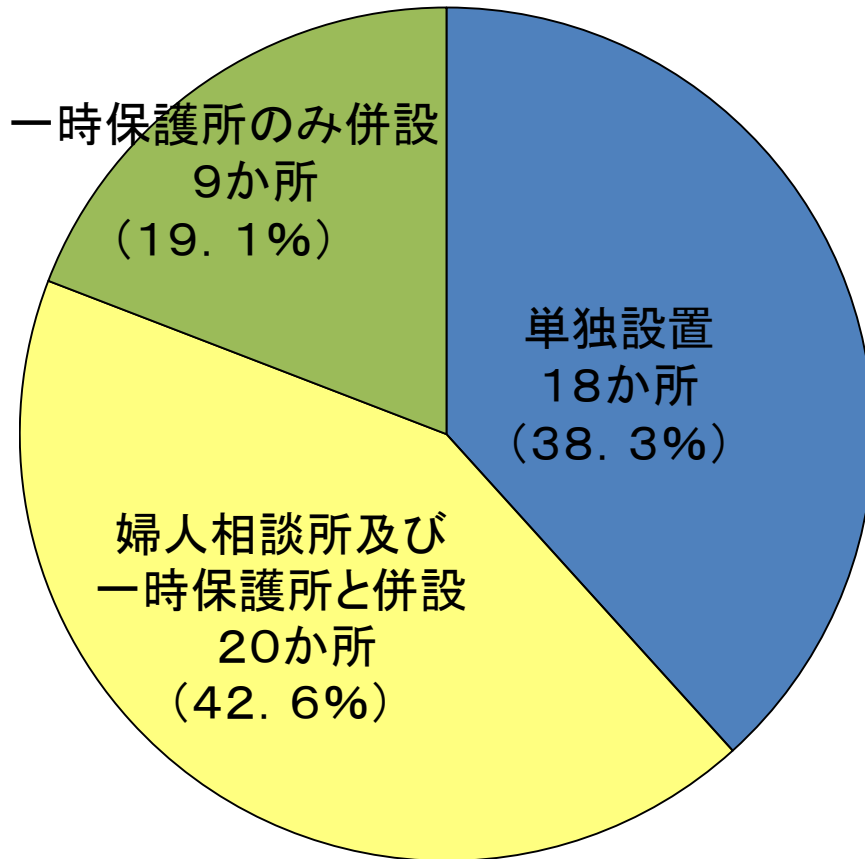
婦人保護施設の設置状況

○全国47か所の婦人保護施設のうち、婦人相談所と併設している施設が20か所。

○婦人相談所あるいは一時保護所とは別に単独で設置されている婦人保護施設は18か所。

このうち、設置主体が都道府県の施設が5か所、民間施設が13か所。

婦人保護施設 47か所(令和3年4月1日)



困難な問題を抱える女性への支援に係る基本的方針等に関する有識者会議

第一回 進め方・基本方針への意見

2022年11月7日 一般社団法人 Colabo 代表 仁藤夢乃

○進め方について

ヒアリング候補者について、以下2団体を推薦します。

・性売買経験当事者ネットワーク灯火（とうか）

性売買の経験当事者による当事者団体です。性搾取の被害に遭った方を支援する法律を作るにあたり、当事者の声を聴き実態を知ることが、法律を実効性のあるものにしていくために必要だと考えます。

・NPO 法人国立夢ファーム Jikka 遠藤良子（よしこ）さん

公的支援からこぼれた女性たちをサポートしてきた経験から、女性支援基本方針・基本計画に必要なことや、自治体との連携のあり方のモデルとして実践を聞くのが良いのではないかと。

○基本方針について

1. 基本理念、施策の対象者

・基本理念に性搾取・性被害の問題を課題として明記すべき

内閣府の男女共同参画基本方針にも、「売買春は、女性の性を商品化し、金銭等により売買するものであって、女性の尊厳を傷つけ、女性の人権を軽視するものであり、決して許されるものではない」と明記されているが、新法の基本方針にも「性売買は女性に対する暴力であり、性搾取であること」を明記することを強く要望する。

・「性搾取被害者への支援」、「性売買から離れて生活し、心身の回復を図る支援」が女性支援の課題、対象として明記され位置づけられるべき。

・施策の対象者に、性搾取・性被害の被害者を明記すべき

・相談や支援は「自立」を目的とせずに生活人権保障をすること、包括的に支援することを理念に明記すべき。

・若年の場合、性搾取等の性被害が性非行と見られてしまい、児童相談所で保護されなかったり、妊産婦を受け入れられる施設も児童福祉の枠組みのなかで乏しいため、特に性搾取被害女性・妊産婦については年齢にかかわらず、女性支援の対象として明確に位置付けるべき。

・性と生殖に関して、心身の健康が守られることは人権であることを明記すべき。

・被害への対応・回復支援と同時に、「被害にあわないための支援」「予防的支援」の視点も重要であることを明記すべき。

・性暴力や性搾取の「加害防止」のための教育や啓発を行うことを明記すべき。

2. 国、都道府県、市町村の役割分担と連携

・本法律が実効性のあるものとなるよう予算をつける責務を明記すべき。

・現在の婦人保護事業は県によって運用にばらつきがあり、DV被害者の女性しか受け入れない一時保護所や婦人保護施設もあるため、国の基本方針は、各県が基本計画をつくるときに、「最低これだけは取り組む」ということになるよう、全国共通の仕組みを明確にし、強制力を持って実施するべきである。その土台の上に、地域の課題に即した施策が積みあがるべきなので、努力義務ではなく責務として役割を明記すべき。

・未成年の若年女性の場合、親権の問題が非常に大きい。女性自立支援施設に高校生年齢等の若年が入所を希望した場合に女性相談では親権の問題に対応できない。児童相談所との連携について、各県の判断に任せず、児相長が責任を持って保護できる全国一律の仕組みをつくるべきであり、そのことを明記すべき。

・児童相談所の一時保護委託を女性自立支援施設や委託先民間団体等、女性新法の支援のなかで受ける仕組みを作るべき。実際に東京では、民間への児童相談所からの一時保護委託だけでなく、婦人保護施設への一時保護委託の取り組みが始まり実例もできているため、こうした連携を行うことを明記すべき。

・広域連携について、妊産婦向けの施設のない県が、施設のある県に入れたり、女性相談支援センターと併設で一時保護・中長期のどちらかしかない県が他県の民間施設に委託ができるようにする、児童相談所が他県の女性自立支援施設に委託できるようにするなど、県を超えて連携する仕組みを国の責任で作るべきである。

・情報開示請求等があった場合に、名前や住所等の記載がなくても、他の情報と紐づけると個人が特定されるような情報や、相談・保護の日時等も個人情報として扱い、相談者・利用者の安全を確保することを責務として明記すべき。また相談者・利用者の情報のみならず、シェルターの場所、スタッフの名前等も個人情報として扱い、加害者等に特定されないようにする必要があることを明記すべき。

3. 支援の基本的な考え方

・性搾取・性被害の被害を支援することを明記すべき。

4. 支援主体

(4) 民間団体等

・委託先民間団体は、女性が主体になって活動する女性団体を想定することを明記すべき。

5. 支援の内容

・支援の内容が問題解決型に偏っているため、(1)と(2)の間に「伴走型支援」の項をつくり、立ち寄り場、ドロップインセンター(一時滞在・宿泊所)、リピート型の支援

等を入れて、「相談手前」の段階の女性たちを支援していくようにする必要がある。

・一時保護の後の生活支援や居住支援など「中長期支援」が抜けているため項目にして明記すべき。

(1) 早期発見・アウトリーチ

・アウトリーチは「女性たちのいるところに直接出向き、探して、声をかけ、出会い、つながること」であることを明記すべき。

・早期発見のためのアウトリーチでは、「相談」や「問題解決」を目的としない関わりが必要であることを理解して活動するように明記すべき。

・現状では、自治体によっては若年女性や性搾取の被害者女性の相談を受けても何も資源がないというところがある。そのため、相談を受けない、発見しようとしなない、ということになっている現状もあるため、新法では、そうした女性を発見することを責務として明記すべき。

・ICTを使ったアウトリーチの名のもとに、広告費をかけて宣伝し、HPのアクセス数をあげるといようなことはアウトリーチではなく広報である。ICTを使ったアウトリーチを行う際も、単なる宣伝や広報ではなく、SNSなどで「帰るところがない」「誰か泊めて」などと投稿している少女たちにメッセージを送ってやりとりを開始するなど、「発見し、声をかけて、つながる」活動を行うことをアウトリーチとすることを明記すべき。

(2) 相談支援

・性売買・性搾取の被害や、性風俗から抜け出したいと考える女性が相談できる場所が現在ないため、性売買被害相談所・脱性売買相談所を設置することを明記すべき。

・現状では、自治体によっては若年女性や性搾取の被害者女性の相談を受けても何も資源がないというところがある。だから相談を受けない、ということになっている現状もあるため、新法では、女性相談支援センターや自治体の女性相談が若年女性や性搾取の被害者女性の相談を受けなければならない、と明記すべき。そうしなければ実効性のあるものにならない。

・相談とその後の支援（医療支援、法的支援や、住まいの確保、生活支援等）が縦割りではなく切れ目なく行われるように明記すべき。

(3) 被害回復支援

・心理相談、医療、法的支援等を行うことを明記すべき。

・それらを公的機関で保護されている女性だけでなく、民間団体とつながる女性も含めて、現在保護されている・いないに関わらず利用できる仕組みにするよう明記すべき。そのための費用は公的機関が負担することが明記されるべき。

・ハイティーンの若年女性に特化した支援センターを設置することを明記すべき。

多くの場合、女性たちが性売買・性搾取の被害に遭い始めるのは若年のときだが、児童相談

所など児童福祉の範囲では、性搾取の被害にあった少女に対する適切な支援やケアがない。新法では18歳未満にも対応できるよう、児童相談所との連携強化に加え、児童福祉に押し付けるのではなく女性福祉の枠組みで、若年女性が緊急時に気軽に利用できる街なかの宿泊所の設置、その先の支援として、若年女性向けシェルターや、支援付きステップハウス、低家賃住宅の整備などが必要であり、そうした若年女性支援について明記すべき。

(4) 一時保護

・女性自立支援施設の一時保護の積極的な活用を明記すべき

DV・ストーカー被害から避難してきた、いわば急性期の人に合わせたルールの婦人相談所の一時保護では、虐待などで家に帰れず街を彷徨っていたり、性的搾取に取り込まれてしまいそうな若年女性には合わない。女性自立支援施設が一時保護に活用されるべき。

・公的な保護の場は、シェルターとして安全を守る機能と、緩やかに過ごす人が使いやすい場の住み分けが必要である。一方、民間に委託する場合は利用対象者の幅に縛りが強すぎると、利用者本位でなくなり使われなくなってしまうため、柔軟な対応ができる内容にする必要がある。

・現在の一時保護のあり方は、婦人相談所が一時保護を決定しないと施設には入れない。女性自立支援施設や民間団体等へ、一時保護を決定してから入所するという順番ではなく、まずは相談を受けたところが保護し、「入った人を追認する」というやり方での一時保護委託に対応できるように明記すべき。(すでに、児童相談所ではそうした運用はされている)

・一時保護中に、民間団体や弁護士との面会をできるように明記すべき。

・若年被害女性支援事業では国の要綱に、若年女性の置かれている実態を踏まえていない規定があり支援の妨げになるため、都とも協議を重ねて疑義解釈の形で整理したが、国が実態を踏まえて見直す必要がある。

具体的には実施要綱4～(3)～④～ア、親権者への連絡は、本人支援者の安全上、実施すべきではない場合が多いこと。5の留意事項の支援開始時からの同意、によって、若年被害女性が支援につながることを阻害される場合が少なからずあること、である。

・現在の女性相談センターの一時保護所や婦人保護施設では、相部屋のことがあるが、個室を基本とするように明記すべき。そのための予算をつけるべき。

・一時保護委託の要件にDV、妊産婦、若年、居所なし、性暴力、性搾取被害などに加えて「その他困難な問題を抱える女性」とし、新法で対象とする保護が必要なすべての女性を対象とできるように明記すべき。現在は法律で「妊婦」と明記されていても、実際に婦人相談所で妊婦の保護を受け付けなかったり一時保護委託すらない県もあるため実効性のあるものになるように記載すべき。

(5) 同伴児童への支援

・同伴児童が一時保護中でも通学や携帯電話の利用、アルバイトに行くことなどができるよ

うにするべき。「同伴児童」としてではなく、一人の人として尊重され、伴走支援も含めた、必要な支援を利用できるようにしなければならないことを明記すべき。

(6) 自立支援

・現在は、「お金がない人は婦人保護施設の利用はできない」と言われる。衣食住だけでなく、携帯電話利用代等にも使用できる生活費の支給が必要。本人支給金を用意すべきであり、それを明記すべき。自立に向けた生活や就労のためにもそれは必要である。

・女性自立支援施設が児童でも受け容れる施設として構想されるように明記すべき。

・性売買・性搾取の被害女性向けの自活支援センターを設置することを明記すべき。

当事者同士の自助グループ、学習支援や体力づくりのための運動、合宿等の体験活動、ハンドメイド作品づくりなどを通して、インターンシップを行うことで賃金をもらいながら心身や生活を安定させていくステップとなる時間・機会をつくる必要がある。性売買・性搾取の被害女性向けの就労継続支援事業のようなイメージ。

・施設に馴染まない人が、通所でゆるやかに施設等の自立支援プログラムを利用できるようにすることを明記すべき。

(7) アフターケア

・支援を利用した女性がある後も継続的に施設や民間団体、相談員等の関係者と関わることができ、施設退所後等に再び困難な状況におちいった際に早期発見し、再び支援がスムーズに利用できるようになるように関わること、何度でも出たり入ったり繰り返すことができるような支援を行う必要があることを明記すべき。

(8) 教育・啓発

・性暴力や性搾取の「加害防止」のための教育や啓発を行うことを明記すべき。

6. 支援の体制

(1) 三機関の連携体制

・婦人保護事業三機関のあり方が変わらなないと、すべて民間団体に押し付けることになっては意味がないため、行政の役割と責任を明確にしたうえで、今より利用しやすい、柔軟に連携できる仕組みにするべき。

・女性相談支援センターの一時保護を経ず、施設に直接入所できる入所の仕組みをつくることを明記すべき。

・女性自立支援施設への直接の相談や、見学、体験宿泊を可能にし、利用しやすい状況をつくることを明記すべき。

・女性自立支援施設が、現在婦人保護施設で広域利用が認められている DV からの避難だけでなく、施設特性を生かした広域利用が実際にできるように明記し、その仕組みもつく

べき。(現在は、DVからの避難者でも、仕組みがあっても費用の問題で使えない場合が多い実態を把握し改善すべき) 特に、居所なしや妊婦などの女性についても広域利用ができるように明記すべき。

(2) 民間団体との連携体制

・女性相談支援センターでの一時保護や女性自立支援施設に入所してからも、関わってきた民間団体や弁護士との面会や連絡ができることが重要。連携のあり方として明記すべき。

・地方からの相談者も多いが、つなぎ先がない現状がある。どの県の相談所も若年女性に対応し、相談を受けた民間団体とも（例えばオンライン面談等で）関わりながら支援ができるように明記すべき。

・どの県でも、若年や性搾取の被害女性の相談を女性相談支援センターが受けるということになり、相談を受けた民間団体から電話一本で連携を開始し、オンラインなどでもケース会議をしながら、女性の支援を各県で行えるようにできるよう連携の在り方を明記すべき。

7. 支援調整会議

・形だけの会議にならないよう、状況に応じたケース会議を日々関係機関で行うことを明記すべき。

・その他に、要保護児童対策地域協議会のような会議の開催を法的に位置づけ、特に緊急度の高いケースについては、これを開催するように明記するべき。

・支援調整会議が形がい化しないように、地域でケースを見守るための、実効性あるものにするように明記すべき。オンラインでの開催も可能とするべき。

・婦人相談員がこれらをコーディネートする調整役を行えるようにするべき。

8. 人材育成

・婦人相談員の研修体制を強化し、権限も明確にして、支援調整会議の中心を担える力量のある存在になれるような育成が必要。

・民間団体へも人材育成のための予算をつけることが必要。

・民間団体、行政機関、弁護士等での合同研修を開催し、講義を受講するスタイルの研修だけでなく、型にはまらない形でさまざまな交流を行い、顔が見える関係性を作ること、互いの活動や考えや直面している課題等を知り合い、信頼関係を構築し、ネットワーク化することが必要である。

9. 調査研究等の推進

・性搾取の被害者を生み出さないためには、買春者の実態調査や買春・性搾取に対する意識調査、性売買業者の実態調査などを行うべきであり、それを明記すべき。